

平成18年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成18年6月16日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 西本 俊吉	2 番 矢野 隆行
	3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
	5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
	7 番 本田 章紘	8 番 三和 郁子
	9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
	11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
	13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
	15 番 小島 進	16 番 川口 東洋
	17 番 野並 享子	18 番 小菅 六雄
	19 番 原田 薫	20 番 田中榮太郎
	21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
	23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 清嗣	総 務 部 長	北口 守
市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子	都 市 建 設 部 長	島村 平治
環境経済部長	山田 和広	教 育 部 長	南 喜代志
政 策 推 進 部 次 長	高田 一巳	総 務 部 次 長	前田 健司
総 務 部 次 長	田中 正二	市 民 健 康 福 祉 部 次 長	三上 秀子
都 市 建 設 部 次 長	堤 文男	環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉
教 育 部 次 長	馬場 豊	広報秘書課長	富田 久和

総務課長 中島 宗七

企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長 山中 重樹

事務局次長 井狩 重則

書記 赤坂 悦男

書記 荒川 貴之

議事日程

第1 諸般の報告について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 議第58号から議第67号まで及び議第72号

(野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例他10件)

質疑、各常任委員会付託

第4 議第68号から議第71号まで

(滋賀県自治会館管理組合同規約の変更について他3件)

質疑、討論、採決

第5 請願第1号から請願第4号まで

(「最低賃金の引き上げ」を求める請願他3件)

質疑、各常任委員会付託

第6 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(荒川泰宏君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、配付いたしました文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

議長(荒川泰宏君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第12番、中島一雄君、第13番、田中孝嗣君を指名いたします。

(日程第3)

議長(荒川泰宏君) 日程第3、議第58号から議題67号まで、及び議第72号を一括議題とします。

まず、議第58号から議第63号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

第7番、本田章紘君。

7番(本田章紘君) おはようございます。議第59号野洲市税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本条例は、三位一体改革の税源移譲によって所得税率の変更と県民税と市民税の変更が行われるものであります。この施策が確実に市民の負担がふえることなく税源の移譲が行われるのか、検証していかねばなりません。

今回の条例改正においては、課税対象額が200万円以下の中堅所得層と年金生活者をはじめ低所得者層においては負担の増となり、700万円以上の高額所得者には減額となります。特に、年金で生活する高齢者には負担増になるのではないかと心配しております。負担をふやさないための減額措置などが講じられるとのことですが、恒久的に実施されるものなのか、一時的な措置なのか不明であります。

以上の観点から、人的控除の差に対応した減額措置はいかなるものなのか、またその運用期間はどのように設定されているのか。扶養者控除や配偶者控除はどのような適用になるのか。また、現在行われている人的控除と対比して、具体的な説明を求めます。

今回の税条例の一部改正について、所得税率が低減されていることから、実質の増がないと説明されておりますが、200万円以下の低所得者層と700万円以上の高額所得者層について、現状と変わらないことの具体的な説明を求めます。

議長(荒川泰宏君) 総務部長。

総務部長(北口 守君) 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの本田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今回の条例改正につきましては、3兆円規模の税源移譲を、個人住民税所得割を一律10%比例税率化することにより実施しようとするものとして税制改正されましたので、平成19年度以降の個人住民税について適用するために上程したものでございます。

市長の提案理由にありましたように、税源移譲は三位一体改革の一環として、真の地方分権を推進するため、歳入、歳出両面での地方の自主性と責任を高める観点から取り組まれているものであり、所得税の減税と個人住民税の増税を同時に同規模で行うことにより実施されるものでありまして、納税者の税負担そのものをふやしたり減らしたりすることを目的とするものではございません。

ただ、所得税と個人住民税とでは、基礎控除や扶養控除など人的控除額に、例えば38万円と33万円の5万円の差があるため、住民税の税率が5%から10%になる対象の方には、この差額の部分が単純に増税になってしまうため、個人住民税においては新たに調整控除が設けられ、負担増にならないような調整を行います。

具体的には、合計課税所得が200万円以下の人の場合は、人的控除差の合計額と合計課税所得金額のいずれか少ない金額の5%を所得割額から控除いたします。なお、この調整控除は一時的な経過措置ではなく、この改正税率が適用される間続けられるものと考えております。

また、今回の改正に伴いまして、課税所得200万円以下の人と課税所得700万円を超える人について、現状と変わらないことの具体的な説明をとのことでございますが、この200万円、700万円は各種控除後の課税所得であり、その基本となる収入額は人によって多種多様であり、調整控除額に違いが生じることから説明が難しいこともありますので、一例を挙げさせていただきます。

例えば、基礎控除だけの独身者で市県民税課税所得200万円の場合、所得税では課税所得195万円となり、それぞれ税率は市県民税が5%から10%に、所得税が10%から5%となりますので、税額は改正前の市県民税が10万円、所得税が19万5,000円、計29万5,000円であったものが、改正後は市県民税が20万円、所得税が9万7,500円、計29万7,500円となり、また市県民税課税所得710万円の場合、所得税では課税所得は705万円であり、それぞれ税率が、市県民税13%から10%に、所得税が20%から23%となりますので、税額は改正前の市県民税が61万3,000円、所得税が108万円、計169万3,000円であったものが、改正後は市県民税が

71万円、所得税が98万5,500円となり、計169万5,500円となりまして、共に2,500円の負担増となります。しかし、この差額が調整控除によって控除されますので、結果として負担増は発生いたしません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 本田章紘君。

7番（本田章紘君） 説明いただいてもなかなか理解しにくい税制の改正ではあるなという気がいたします。そういった中で、どうしても市県民税のところ、自分たちが直接払い込む分、その影響が大きいことから、市民の皆さんの感覚としてやはり増税ではないかと、そんな形に受けとめざるを得ないような現状の改正であろうと。

一方で、所得税率の低減が本当に効果的に理解されるのかどうかといったところが、我々も市民の皆さんに説明するにあたっては非常に難しいなと。そういった中で、県民税というのは確かに2%から4%に変更になっていますから、県民税はストレートにそのまま増額になって入っていくのかなと。一方、市の方にどのような形で具体的に入ってくるのか。金額、前回の説明会の中では5億円程度という説明もありましたが、本当にそんな金額になるだろうかというのは、200万円以下のところについては負担増にならないように調整する、一方で高額所得700万円以上になりますと、これは逆に減額方向でありますので、どこでそういった税の移譲が確実に市に戻ってくるのかといったところが理解しにくい部分であります。もし、そういったところの具体的な内容がございましたら、再度説明をお願いしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 本田議員の再質問ということでございますが、まずおっしゃいましたように、市民の方々については、身近な税ということで、市県民税の方の税が上がるというようなご心配もございますので、これにつきましては、私ども広報等で啓発をさせていただきたいと思っておりますし、それと実際の税の額の問題でございますが、平成18年度ベースで、19年度からという適用でございますが、18年度ベースで試算をした場合、先ほどもお話しがございましたように約5億の増額となるということでございますが、この分につきましては、これは先の税制改正もございましたが、定率減税の控除がなくなりますので、これにつきましては、約1億2,000万の増額になります。それをあわせまして、6億3,000万ほどですから、差し引き5億ぐらいの増というような計算をさせていただいております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 本田章紘君。

7番（本田章紘君） 国の施策を展開した結果でありますので、当議会において議論してあししょう、こうしようというものではありませんが、しかし市民の皆さんにとって、特に自営業者等については、市県民税というのはもろにそのままかかってきますので、増税ではないかと。一方で、所得税率というのは、これは1年後に適用されるものですよね。確定申告の段階だろうと思います。そういったことで、1年間のギャップがあるということ等を含めて考えますと、今回の3兆円の税源移譲という施策については、もっともっと市民の皆さんに、また我々も理解できる説明をお願いしたいなと。そういった中から、やはり納得してなるほどと、三位一体改革の中でこれだけ地方に税源が移ってきたのだと理解しながら対応していかなばならないだろうと思います。

そういったことについて、ぜひ細かい説明資料等の配付をお願いして、質問を終わりたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 次に、議第64号に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第2番、矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） 2番、矢野隆行でございます。議第64号平成18年度野洲市一般会計補正予算（第1号）について質問させていただきます。

補正予算の歳出の中で、10教育費、小学校管理費、補正予算743万1,000円組み込まれております。この予算は、年度初めから組まれるべき予算であると思いますが、なぜ今ごろ補正予算として組まれているのか、見解を伺います。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの矢野議員の小学校管理費におけます耐震化優先度調査委託料をなぜ当初予算から計上できなかったのかというご質問にお答えいたしたいと思います。

今回、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律が、平成18年4月1日から施行されまして、従来の補助金制度から交付金制度に制度が変更されました。このことによりまして、今後この制度の交付金を受けよういたしますと、耐震化優先度調査に基づきます原則3年を計画期間といたします安全・安心な公立学校等施設整備基本計画の作成が必要となってまいりました。

そこで、幼稚園、小学校及び中学校におけます耐震化優先度調査結果を反映いたしました基本計画を、本年18年12月中に策定する必要がございます、緊急に必要となります調査委託料743万1,000円を、今回補正をお願いをしているところでございます。

このように、国の方針が急に変わってまいりました。子どもたちが安全で安心した学校生活を送るというのも当然のことですが、学校施設といえますのは、災害時には避難所としての機能も担うこととなります。そうしたことから、当初から耐震化優先度調査委託料に必要な予算を見込むことができておりませんでしたので、今回補正をお願いしているところでございます。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） 再質問させていただきます。

平成18年度予算で10教育費、1小学校管理費、前年度予算6,552万8,000円減で組まれております。64号のこの補正予算は祇王小学校、三上小学校、篠原小学校、野洲小学校の耐震化の調査とお聞きしております。以前に、本市の公共施設の耐震化強度については調査済みと聞いておりましたが、ここにきてまだ小学校施設等ができていなかったことは大変なことだと思います。なぜ今になったのか、見解をお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 再度の矢野議員のご質問にお答えを申し上げます。

今、耐震化の優先度調査を行います対象の小学校、中学校、あるいは幼稚園の数、あるいは棟数がまだ数多く残っておりますが、以前から計画的にこうした耐震の工事に着手していくという予定をいたしておりましたが、ご存知のように、野洲中学校につきましては既に耐震診断を終えておりますので、あと実施設計から工事に入っていくという段階になるわけですが、もう少し長いスパンでの計画をいたしておりましたが、今回こうした法律の改正によりまして、今回の基本計画に盛り込んで、文部科学省にその計画を提出すると。文部科学省は先の新聞報道でもありましたように、耐震化の診断の実施済みの率あるいは耐震化の工事が終わっている施設の率なんかを公表いたしておりますが、本市の場合、もう少し期間の余裕を持ってと思っておりましたが、国の法律改正と制度改正もございまして、緊急にこうした優先度の調査をしなければならないということで、今後3年を計画期間といたしまして、きちっと計画に乗せまして対応をしていきたいと、このようなことを思っております。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） 再々質問させていただきます。要望させていただきます。

今後、特に学校施設管理につきましても、もっともっと慎重に予算を組んでいただきますよう要望しておきます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 次に、第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） おはようございます。それでは質問をいたします。

平成18年度の野洲市一般会計補正予算についてであります。そのうち10款教育費、幼稚園費についての質問であります。

本予算では、臨時職員の賃金2名分228万6,000円を計上されています。この件は、3月議会でも議論されてきましたので多くは述べませんが、3月議会の時点では、これまでの預かり保育において臨時職員5名で対応されてきましたが、この体制を改められ、臨時職員ではなく幼稚園保育の担任が午後の預かり保育に入るということを計画されたわけであります。

しかし、保護者の理解、職員の労働条件、何よりも園児のための保育の観点から見て、十分な検討がされないまま実施しようとしたため、強い批判も出たものであります。よって、そのときは結論としては臨時職員の削減を一旦中止し、2名の復活をされました。

私は午前の幼稚園保育、また午後の預かり保育において、保育の継続性から、一日を通じて同職員を配置する思いから、この考えをされたことは必ずしも否定するものではありません。しかし、先にも言いましたように、十分な検討や、また父母の理解のないままの実施は適切ではありません。

そこで、今回の補正では、臨時職員2名復活ということではありますが、しかしこれでいいというものでもありません。子どもの成長、保育内容、条件の確立は必要であります。そこで、現在の預かり保育は総勢70名弱であります。この預かり保育の人数だけでも、一つの保育園並みの人数であります。また、預かり保育は通園バスも利用者がありますが、夕方においては多くの保護者は迎えに来ておられます。よって、1日の園児の様子を伝えるシステムをもっと充実させなければならないと思っております。

さらに、最も大事なことは、幼稚園と保育園の保育体制が別々というものでなく、1日を通じて一貫性のある保育が必要と考えます。これらの点から、現在教育委員会では幼稚

園と今後のあり方を協議中とお聞きしております。また幼稚園では過日、異年齢集団でのグループ保育も試行されたと聞いておりますが、幼稚園はまた幼稚園で検討されておりますが、今後、全体としてこの預かり保育においてどのような方向を導き出そうとされているのかをお聞きいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） ただいま小菅議員からご質問いただきました議第64号平成18年度野洲市一般会計補正予算に關しましての、幼稚園費についてのご質問にお答えを申し上げます。

現在、中主幼稚園におきましては、3歳児24名、4歳児15名、5歳児24名、合計で63名の長時間保育を実施いたしております。長時間保育担当者を3名、各学年に1名ずつ配置いたしまして、保育にあたってはありますが、3歳児は複数の保育者が必要ですので、3歳児の担任、そして補助員、そしてフリーの保育者が今、対応にあっております。長時間保育を受けております子どもたちは、保護者が直接迎えに来ていただいておりますので、個別にその日の生活の様子を直接伝えることができます。幼稚園で長時間保育を受ける子どもたちの望ましい成長、発達、あるいは生活の安定を図りますためには、また保護者の方に安心して保育を託していただけるためには、教育委員会で長時間保育の運営方法につきまして、中主幼稚園と協議をしながら、現在進めているところでございます。

具体的には、午前の担当保育者と午後の保育者が変わるのではなく、同じ保育者が担当する方法として、例えば幼稚園を短時部と長時部に分けるという方法だとか、あるいは午後の保育時間を異年齢の3歳、4歳、5歳、縦割りで異年齢のクラスに分ける方法など、今協議をしたり試行をしたりしております。

一方、ご質問にありました今後の幼稚園、保育園におけます望ましい乳幼児保育のあり方につきましては、過日も国会で法案が通りましたが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の整備を見極めながら、この10月1日の施行を目指しているということでございますが、そうした法律も見極めながら、部を越えた担当課によりますワーキング会議の中で、各方面から協議を重ねていく予定であります。

いずれにいたしましても、子どもたちの状況を十分見極めながら、保護者のご理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 私の初めの質問も今の部長の答弁も、同じ部分もあるのですが、最大の問題が、今回2名復活されたらそれでいいというのではなく、最大の問題が午前の幼稚園保育と預かり保育が部屋も先生も別々、言うならば、言葉なのですが、ぶつ切りになっていると。ここが最大の問題だと思うのですが、子どもたちにとって、1日2保育体制になっているわけですね。そこが問題なのですね。だから、これまで問題になっておりますように保育の継続性、一貫性がないということになるのですね。

それと、これはちょっと心配しているのですが、現在午前の幼稚園保育に携わる先生、職員、それと午後の預かり保育の職員との連携が、やはりこれまでいろいろ聞くと弱いとかほとんどないように感じますので、そういう意味では単に担任の先生というよりも、一日通じて子どもの状況が園としてつかめていない状況が今続いているのですね。そこが再三言っていますように最大の問題なのですね。

今、今後短時部と長時部、あるいは縦割りとか一定の方向をいろいろ模索されていると言われましたが、いずれにしても、午前、午後を通じての一貫継続保育をどうするかということですが、やはり中主の幼稚園が合併後の野洲市を含めて最も早く預かり保育を実施したわけで、当時保育園が満杯で、ある意味ではその苦肉の策として中主幼稚園で預かり保育を実施したという経過がありますので、基本は何とんでも保育園保育を踏襲したものにしなければならないのですね。そこが基本だと思うのです。

だから、保育園では、厚生労働省の保育基準では、午前8時から午後4時、それ以外は延長保育になると思うのですが、しかしその中でも当然午前8時から午後4時、場合によってはそれ以上あるのか知らないのですが、当然同じ保育士さんが担任としてされていますよね。結論的にはそういう方向をしなければならないのですが、一つ現状をお聞きしたいのは、健康福祉部になるのですが、今8時から4時までと言いましたが、現実には保育園としての保育体制ですね。園児と保育士、どういう体制になっているのかお聞きしておきたいと思います。

それを踏まえてなのですが、幼稚園は9時から、正規は9時から11時半なり1時半なりなのですが、この間だけではなく、やはり、例えば4時、あるいは保育園並みの5時まで継続した職員による保育体制を確立しなければならないと思うのですが、だから、いかに幼稚園保育と預かり保育の壁をなくすかということなのですが、そういう意味で、先ほど短時部と長時部、それと縦割り、縦割りというのは、先ほど言われたのは、延長預かり保育はそれでクラスをまとめるということですね。それも一つ

の方向だと思うのですけれども、そういう方向を含めて、早期に改善しなければならないと思うのですけれども、いつを目処にそういう体制に検討、より一層されるのですけれども、踏まえてされるのか。これも一つ確認しておきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 小菅議員の再々質問にお答えを申し上げたいと思いますが、基本的に理想的な保育の形態をいつごろまでに確立していくのかといったご質問、あるいは現状の保育のこともお尋ねかと思いますが、現在の対応としましては十二分とは言えませんが、先ほど申し上げました3人の長時間保育の担当の補充で午後の保育を保障できるということで対応させていただいております。

また、曜日で申し上げますと、月曜日と火曜日以降とは長時間保育の体制がちょっと変形しておりますが、いずれにしても、今おっしゃいますように、子どもにとっては朝園に登園したときから帰る、お別れ会のそのときまで、教室も保育所も変わらずに一貫していくのは、子どもの安定を目指した理想的な形ではないかと思っております。

今後の見通しとしましては、先ほども申し上げましたが、長時間保育の子どもたちを3歳から5歳児の異年齢を縦割りにする、そういうことを一度試行したことがあるわけですが、そうしますと、縦の関係で子どもたちが安定して遊べる、あるいは5歳児は、弟、妹になるわけですが、3、4歳児の面倒を見たり、リーダー役になったりしながら、自信を持って5歳児も成長する。3、4歳児は逆に5歳児の姿を見ながらあこがれを持ったり、その模倣といいますか、5歳児のまねをすることによって成長する。そして、そういうような関係を築くことによりまして、一方でより家庭的な生活がしやすくなるのではないかなというような思いをしておりますが、長時部と短時部に分けてというようなことも申し上げましたが、一気にいろんな保育の制度とか内容を変えていくというのはいろいろと支障もあるかと思えますし、第一に保護者あるいはPTA、そういった方面のご理解をまずはいただいて、なるほど、それが子どもにとっては一番いいのかというような理解をいただきましたら、向こう2年先ぐらいには展望を持ってこういうふうな形で理想に向けて取り組みを進めていければと、このような思いをしております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、小菅議員の保育園の保育体制についてのご質問にお答えをいたします。

まず、保育園の保育士の配置基準でございますが、各年齢によりまして配置基準が異なっております。ゼロ歳児につきましては3対1です。1歳児は5対1、2歳児は6対1、3歳児は20対1、4歳、5歳は30対1というふうな配置基準で保育士を配置しております。

それから、時間でございますが、朝は7時ということで保育を開始し、終了は7時半まで延長保育を実施しております。この場合の保育士の配置でございますが、ローテーションを組んでおりまして、常勤の保育士と臨時の職員がペアでやっていくというような体制で行っております。多少、保育園によりまして変化はございます。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 今、健康福祉部長が言われましたように、保育園は定時の8時から4時なり、若干保育園によって違うのかもしれませんが、同一保育士で、当然継続した保育がされているわけでありまして、それが幼稚園でできないわけがないので、だからいかにどう検討するかということなのですけれども、一定の方向が言われましたので、より一層検討を深めていただいて進めていただいたら結構なのですけれども、確認しておきたいのは、さっき言いましたように幼稚園は9時から11時半なり、1時半なりですので、保育園並みということであれば、4時か5時まで、職員さんの労働条件との関係もありますので、朝から延長保育の時間も決めて、同じ教諭が一貫してするということは不可能ですので、少なくとも朝から4時あるいは5時まで、そういう体制を踏まえた上での短時、長時部の検討なり、あるいは縦割りの検討なり進めていかなければいけないと思うのですけれども、そこを一つ確認をとっておきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 小菅議員の再々質問にお答えを申し上げます。

確認というお話でございますが、現在中主幼稚園も三上幼稚園も同じでございますが、長時間保育につきましては、帰りの時間5時、あるいは中主幼稚園は6時ごろまでを一つの時間編成として保護者の方にお迎えいただくまで、5時あるいは6時ということで、実質運用上やっているのを見ていますと、月曜日ですが、5時以降は各3歳児、4歳児、5歳児を1クラスに集めまして、たんぼ組というのですが、合同保育として降園までその体制でお預かりしているということの現状でございます。

おっしゃいますように、幼稚園の保育におきましても、通常ですと11時半降園、ある

いは1時半降園というのもございますが、長時間の保育につきましては5時というようなことを一応、現在も取り組んでおりますので、ご報告を申し上げます。

以上でお答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、議第65号から議第67号まで、及び議第72号の各議案については、通告による議案質疑はございません。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ないようですので、これをもって関連質疑は終了しました。

ただいま議題となっております議第58号から議第67号まで、及び議第72号の各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第4）

議長（荒川泰宏君） 日程第4、議第68号から議第71号までを一括議題といたします。

まず、議第68号から議第71号までの各議案については、通告による議案質疑はございません。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第68号から議第71号までの各議案は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第68号から議第71号までの各議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第68号から議第71号までの各議案については、通告による討論はございません。よって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第68号滋賀県自治会館管理組合規約の変更については、原案のとおり可決す

ることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 6 8 号滋賀県自治会館管理組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 6 9 号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 6 9 号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 7 0 号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 7 0 号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 7 1 号滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 7 1 号滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

(日程第 5)

議長(荒川泰宏君) 日程第 5、請願第 1 号から請願第 4 号まで、「最低賃金の引き上げ」を求める請願他 3 件を一括議題とします。

ただいま議題となっております請願第 1 号から請願第 4 号までは、会議規則第 9 2 条第 1 項の規定により、請願文書表のとおり各常任委員会に審査を付託します。

暫時休憩いたします。

(午前 9 時 4 4 分 休憩)

(午前9時56分 再開)

議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第6)

議長(荒川泰宏君) 日程第6、一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次質問を許します。質問にあたっては簡明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第8番、三和郁子君。

8番(三和郁子君) どうも緊張をほぐしていただきましてありがとうございます。

では、質問に入らせていただきます。8番、三和郁子でございます。

情報公開：情報提供サービス。

行政は議会の様子や審議内容を市民の皆様にリアルタイムに伝え、市民の皆様が議会や行政運営に対し、一層関心を高めていただく努力を払う必要と合併による広域サービスの地域間格差を是正するため、平等なサービス提供が必要であると提言してまいりました。

このことにかんがみ、若干の検証と提言をし、伺います。

まず、3月議会で、中主分庁舎において1日遅れでの議会モニター放映、ビデオテープの放映を提言いたしました。その折、放映を検討するとの所見を伺いました。真に住民サービスの充実と開かれた行政、議会を標榜する野洲市であるなら、6月議会からでも容易に実施可能なサービスです。まず、その進捗をお伺いいたします。

次に、さらに情報サービスの充実を図ることを目的として伺います。

第1点、議会終了後、各コミセンで速やかに録画放映や市民の要望に応じて放映する。

第2点、議会中継のインターネット公開について。

以上2点提言し、所見をお伺いいたします。

2件目、学校教育費、施設費法等改正関連。

現在、衆議院第164回国会が開催されております。私の調査では、国の補助金等の整理及び合理化に伴う義務教育費国庫負担等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第16号)が、3月末に可決され、18年4月1日施行となっております。

改正事項の概要は、

- 1、義務教育費国庫負担法の一部改正等。
- 2、市町村立学校職員給与負担法の一部改正等。

3、義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改正。

の3点かと思います。その内容についてお伺いいたします。

次に、さくら墓園整備関連について伺います。

さくら墓園整備事業は、計画の1,576企画の墓所造成が終了し、モニュメントの建設も決定の運びとなり、事業計画の完了が近いことをうかがわせます。

03年3月議会で、さくら墓園環境整備に関し、高齢者や車いすの方の歩行や通行やさしい路面への改善について、1、墓前の玉砂利敷通路の改善、2、土舗装されている園路の改善2点を質問させていただきました。

その折、実施については現在未整備の墓所部分の工事について、来年度以降に検討が必要であり、これとあわせて考えるとお考えをお聞きいたしました。このうち、墓前通路については、04年にフラット舗装により改善され、墓参の皆様から好評を得ている実感があります。しかし、2番目の実測幅員約4.5メートルの半円形の土製園路及び扇形に配置されるブロックごとの幅員2.5メートルの土製通路は改善されておりません。特に、傾斜がなく雨水の浸透性がよくない園路については、雨上がりや梅雨時は水たまり、ぬかるみができ、歩行がしがたい、あるいは車いすでは行き来が困難であるのが実情かと認識されます。

さらに、新たな課題として、墓園入り口メイン通路の石畳表面がでこぼこであり、車いすの方にとっては身体的衝撃が強過ぎたり、高齢者や障害者の方の歩行にもつまづいたり転倒する不安があるとの指摘を伺いました。

墓所部分の造成が完了した今の時期、人にやさしい工夫が望まれるのではないのでしょうか。モニュメント建設にあわせれば、工事用資材や重機の併用も可能であり、効率的といえます。

このことにかんがみ、2点について所見を伺います。

第1点、土製の通路及び園路の一部を高齢者、障害者の方の歩行や車いす通行に必要な幅のフラット路面を確保する。

第2点、墓園入り口のメイン通路の石畳の一部を高齢者、障害者の方の歩行や車いす通行に必要な幅のフラット路面を確保する。

最後に、介護福祉サービス関連について伺います。

改正介護保険制度がスタートして2カ月が経過しました。その対応において、順調に進捗している部分、あるいは不具合など課題も発見されているのではないかと推量しますが、

野洲市の現状について、詳細な説明を求めます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） それでは、三和議員の1点目の情報公開：情報サービスについてのご質問にお答えいたします。

議会の審議内容のコミセンでの録画放映や議会中継のインターネット公開についてのご提案につきましては、議場のカメラ設置、モニター設置等も含めて、過去の議会で十分に議論していただき、決定していただきました経過もございますし、議会からの情報提供でもありますので、今後議会と協議をさせていただきたいと考えております。

また、分庁舎のビデオテープ放映ということでございますが、これにつきましても編集作業等必要ということでございますので、これにつきましても改めて議会と協議させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 三和議員の学校教育費、施設費等改正関連のご質問についてお答えいたします。

ご質問の国の補助金等の整理及び合理化に伴う義務教育費国庫負担等の一部を改正する等の法律につきましては、4月1日に施行されました。今回の改正は「三位一体の改革について（平成17年11月30日政府・与党合意）」に基づき制度が改められたものでございます。

その概要は、1点目は義務教育費国庫負担法の一部改正、2点目は市町村立学校職員給与負担法の一部改正、3点目は義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正であります。

まず、1点目の義務教育費国庫負担法の一部改正でございますが、内容といたしましては、義務教育費国庫負担金の国庫負担率を、2分の1から3分の1に変更し、同時に小中学校等と養護学校の国庫負担制度を統合するものでございます。

2点目の市町村立学校職員給与負担法の一部改正でございますが、この措置は構造改革特別区域の全国化と言われており、県費負担教職員制度を前提とし、都道府県が配置する教職員に加えて、市区町村がその実情を踏まえて、独自の教職員の任用を可能にするものであります。本市の現状といたしましては、県教育委員会が示す基準によって学級編制を行うと共に、市独自として少人数指導担当、特別支援教育担当、不登校支援担当、障害児学級支援担当や教科教育担当の予算措置を行い、子どもたちへのきめ細かな指導等を実施

しております。今後も市費支弁教員を確保し、各学校における個に応じた教育活動を支えるため、取り組みを進めますと共に、この法改正における県や市町の動向を注視しつつ、構造改革特別区域で実施されました先進地域を参考とさせていただきながら検討してまいりたいと考えております。

3点目の義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改正の内容に対するご質問についてお答えします。

今回の改正は、地方の裁量を高め、効率的な施設整備に資するよう、改築や補強、大規模改造等の耐震関連経費を中心に、一括して交付金を交付する制度が創設されました。その主な内容といたしましては、国庫補助金制度から国庫交付金制度に改正されたこと、さらにこの交付金を受ける場合には、施設整備計画を作成しなければならなくなったこと、また当該計画を作成し、これを変更したときは公表すると共に、県教育委員会を經由し、文部科学省に提出する必要があるとされています。

今回の法律等の改正に伴う本市の対応といたしましては、これまで取り組んできましたように、学校施設は児童・生徒が安心して学び、生活ができる場であることが何よりも大切であり、その安全対策には万全を期する必要性があり、そのため、年次別計画を立てながら、今後も継続した事業推進を図るため、国の制度を活用した施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 次に、さくら墓園整備関連につきましてお答えいたします。

まず、墓地整備の基本的な考え方としましては、場所柄なるべく自然に即して厳肅感を醸し出すような配慮をした工法で施工し、排水につきましても、できる限り雨水が地下浸透するよう整備をしてきたところであります。

また、墓前の玉砂利通路につきましては、車いすの通行もしやすいよう、平成16年度の墓地整備とあわせまして、カラー舗装に改修させていただいたところです。

さて、今回のご質問の第1点目にありますフラット路面の確保についてであります。縦通路部分につきましては、雨水の地下浸透による排水が適切と考えることや、舗装による急激な雨水の流出、真夏の照り返しなどを考えますと、現状の土圧設路が墓所の雰囲気醸し出すのにも適切な工法と考えます。しかしながら、現在経年変化により一部フラッ

トでない部分につきましては、今後現状の施工方法を継承して、改修してまいりたく考えます。

また、半円形の園路につきましては、議員ご指摘のとおり、雨量が多いときなど水たまりができ、通行しにくい箇所も発生してきていることから、この部分につきましても、環境に配慮した工法での改修を検討してまいりたく考えております。

次に、2点目のメイン通路の石畳につきましては、墓所整備全体の中で、景観上も墓地へのアプローチとして重要な位置を占めるものでありますが、現在利用者から直接段差についてクレーム等もなく今日に至ってまいりました。しかしながら、議員のご指摘にあります石畳のでこぼこ感から車いすの方や高齢者の方が通行しにくいということにつきましては、現在の景観をできるだけ維持しながら、部分的な改修をしていく方法を検討してまいりたく考えております。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、4点目の介護福祉サービス関連についてのご質問にお答えいたします。

ご存知のように、昨年介護保険制度が見直されました。この見直しの大きなポイントとして、将来における高齢者の急増を見据え、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、介護予防を重視したシステムへ転換し、新予防給付や地域支援事業を創設した点や、在宅を重視し、日常生活圏域ごとに地域に密着した小規模多機能型の介護サービスが新設されました。

ご質問の4月のスタートからの課題や不具合な点につきましては、今後事業を推進する中で整理をし、明らかにしてまいりたいと考えております。

したがいまして、ただいま申し上げました新予防給付等についての現状を申し上げます。

まず、新予防給付の対象になります要支援1、2の方の認定は、現在更新で87人、新規で6人、合わせて93人が終了しております。

この93人の新予防給付対象者のケアプランなどの説明は、地域包括支援センターが対応しております。自立に向けた支援計画書は、そのうちの70人に対し作成をしています。現時点では要介護から要支援に変更になった方も、特段の問題もなく新予防サービスの利用につながっております。この要支援者の各種サービスは定期的な評価を行いますが、加齢が原因で日常生活の支援が必要な方が多いことから、目標となります日常生活機能の現

状維持や改善への事業成果は今後の課題になるところであります。

また、新予防サービスを実施する事業所の指定登録は、ほとんどの事業所が受けておられまして、利用者は従来の事業所で引き続きサービスを利用しておられます。

次に、地域支援事業につきましては、健康寿命の延伸を主目的にしております。認知症予防教室などの通所型介護予防事業は、虚弱高齢者の選考が65歳以上の健康診査「はつらつ健診」とあわせて、今月から開始されることから、この健診を受けていただいた方から順次ご利用いただけるように、9月の開始に向け準備を進めているところであります。

また、一般高齢者を対象とした講演会等の介護予防事業についても、高齢福祉、保健、地域包括支援センターが連携をとり、実施をしております。

特に、予防重視型システムの今回の展開につきましては、高齢者の自立意欲の向上と地域での支え合いが大切と考えます。今後とも市民との協働を基本に、事業の推進に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 三和郁子君。

8番（三和郁子君） まず、情報公開ですけれども、議会関係の情報提供サービスに關しましては、中主分庁舎のビデオ放映を6月議会からというふうに願っておりましたが、まだ現実に至っていないということが実情ということを聞きまして、ちょっと残念だなと思います。先ほど提言いたしましたサービス以外にも、ビデオテープの貸し出しとか議会議事録を各コミセンに配置するなどの、市民の目線に立てば、工夫次第でまだまだ多くのサービス提供の手段がございます。実施可能なはずで、情報提供サービスを近い将来検証させていただきますので、また議会との協議等もおっしゃっていましたが、他市ではそれぞれ議会との協議のない中で実施しておられる他市もたくさんございます。やはりリーダーシップはとっていただきたいなというふうに思います。

次に、学校教育費の施設費等改正関連ですが、まず先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、公立の義務教育小学校の教職員の給与等に要する経費の国庫負担率を2分の1から3分の1に改めると共に、公立の小中学校、これは先ほどはおっしゃっていませんでしたが、養護学校の国庫負担制度を統合するとあります。このことによりまして、17年、18年度に行われる国庫補助負担金改革として、負担金が8,500億円の減額となります。

そこで2点伺いますが、第1点ですけれども、減額に見合う税源移譲は行われているの

でしょうか。

2点目ですが、国庫負担減に伴う野洲市への影響、課題についてもお伺いいたします。

次に、市町村立学校職員給与負担法の一部改正は、平成14年、地域の特性に応じた規制の特例を設ける構造改革特別区域制度を導入するための構造改革特別区域法が制定され、以降特区が施行されてきました。18年1月10日現在で、31の市町村が構造改革特区として認定を受け、そして220人が市町村費負担教職員としての任用をされております。この間に特区の評価、政府の今後の対応方針などを経て、平成17年10月26日の新しい時代の義務教育を創造すると題する中央教育審議会の答申を受けて、特区の主たる考えである市町村費負担教職員任用事業が、今国会法改正により18年度から全国展開されることになりました。このことによりまして、従来の義務標準法定数の都道府県負担による教職員配置と、同じく都道府県負担の都道府県独自取り組みによる教職員配置、これに加えて市町村負担の独自裁量による教職員配置が可能となりました。このことは、市町村レベルの独自裁量教育システムの構築に道が開けたと言っても過言ではありません。行政の執行レベルと手腕が問われる重大な局面を迎えたと認識しなければなりません。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点、現在、県費及び市費による独自裁量で実施されている教育内容の現状と、任用あるいは加配による教員数の現状をお聞かせ下さい。

2点目ですが、今次の改正法によれば、もはや横並びを意識しては遅れをとることになります。野洲市独自の教育スタイルを打ち出す最大限の工夫と努力が求められております。野洲市の義務教育システムをどのように改革するのか。その基本スタンスについて所見をお伺いいたします。

次に、義務教育小学校施設費国庫負担法等の一部改正について、1点お伺いいたします。

先ほどからお話に出て、質問にもありましたが、野洲市の校舎は耐震整備を速やかに進めなければならない状況にあります。野洲市にとって今次の法改正は財政的にどのように作用するのか、お伺いいたします。負担が大きくなるのか、軽くなるのか、今までと変わらないのかということです。

さくら墓園の件ですが、今質問いたしましたことは、いずれも整備しなければならない課題である。高齢化社会にはどうしても必要かと思えます。今、答弁にありました件につきましては、改善の方よろしくお伺いいたします。なお、石畳の改修については、部分的には敷石を撤去して通路を確保するのではなく、そうすると費用がかさみます。そうしな

いで、フラットにする適当な材料を石畳のでこぼこ表面に上塗りをしてフラット化するのが、経費も少なく改修できると思いますが、いかがでしょうか。今の時期、効率よく集中して整備されることを求めておきます。

次に、介護福祉サービス関連ですが、改正介護保険制度の課題を今伺いました。今、全国で課題となっている件につきまして、4点伺いたしますが、今、ケアマネ難民という新語が聞かれます。これは、全国的に介護が必要と認定されたのに、ケアプランをつくってもらえるケアマネージャーが見つからないというサービス低下が生じるという新たな問題が浮上しております。野洲市においても、このような状況が見られるのか、伺います。

2点目ですが、介護予防のケアプランは、地域包括支援センターでつくるのが原則となっておりますけれども、当市の支援センターの処理能力を現状と将来についてどのように判断してられるのか、伺います。

第3点ですが、第2点のプランづくりは外部事業者のケアマネに委託可能ですが、委託件数に上限が設けられたことから、多くを委託できない事態が各地のセンターで起きているようですが、野洲市の現状と将来の見通しをお伺います。

第4点ですが、ケアプランはマイケアプランとして自己作成することも可能なルールになっているはずですが、ケアマネ難民の支援や自己作成の支援を目的として、自治体によってはマイケアプラン作成の支援サービスを実施したり、そして民間団体が学習会を企画するなど、ケアプラン作成の支援を行う事例が見られるようになっております。野洲市として、この事象をどのようにお考えなのか、所見をお伺います。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） ただいまの三和議員の再質問にお答えを申し上げたいと思いますが、大変申しわけございませんが、ご質問の第1点目、税源移譲されました今の義務教育費国庫負担法の一部改正で負担率が2分の1から3分の1に改正されたわけですが、税源移譲は幾らあったか、あるいは減に伴います本市への影響につきましては、ちょっと手持ちで資料がございませんので、少し時間の猶予をいただきたいと思っております。

そして、2つ目の平成17年10月26日に出了た新しい時代に向けての中央教育審議会の答申を受けまして、市費負担によります教職員の採用を本市も行っております。議員がおっしゃいましたとおり、市費負担教職員の配置が可能になりまして、さらにその教職員に学級の担任を持たせるということも可能になりました。市費で採用いたしました教

職員は少人数指導担当で2名おります。野洲小学校、中主小学校、篠原小学校におきまして、少人数指導を2名が兼務で対応していただいております。また、特別支援教育担当といたしまして3名採用いたしております。これらの3名につきましては、祇王小学校、野洲小学校、中主小学校において、それぞれ担任の仕事をしてもらっております。また、不登校支援担当といたしまして3名採用いたしております、中主中学校、野洲中学校、野洲北中学校にそれぞれ配置をして、対応していただいております。また、障害児学級支援担当で1名採用しておりますが野洲小学校で、また教科教育の担当ということで1名おりますが、少人数学級編制の実施校といたしましては、北野小学校、中主小学校、三上小学校、野洲小学校、そして祇王小学校の5名となっております。

なお、ご質問にもありましたように、県費での採用によります加配につきましては、中主小学校で小学校1年生複数加配として4名、北野小学校で複数加配として3名、篠原小学校で少人数加配として1名、そして野洲小学校で少人数加配として1名、障害児の複数として1名、また同じく県費の加配ですが、中主中学校で少人数加配で1名、野洲中学校で少人数加配が2名、生徒支援加配で2名、野洲北中学校で少人数加配2名、別室指導加配で1名、それぞれ県費、市費で負担をして採用をして、それぞれの学校にそれぞれの担当として配置をいたしております。

それと、さらに2つ目ですが、市独自の義務教育スタイルをどのように考えていくのかというお尋ねでございますが、本市では18年度「野洲市の教育」というのをまとめておりまして、18年度取り組むべき教育の課題内容をこの中で明らかにいたしております。その1ページでは、ほほえみ・ときめき野洲市の基本理念といたしまして、ここに掲げております。申すまでもございませんが、本市は人権と環境を土台に、生きる意味が実感できる社会づくりをまちづくりの基本理念に置いております。また、本市の自然環境を申し上げますと、連続性のある山、湖、それをつなぐ川といった自然環境を形成いたしております。そうした中で、私たちのまちは私たちのために私たち自らがつくることがまちづくりの基本といったことで、その実現のために共感、改善、活力、3つの概念を市民と共有しながら、あらゆる施策を人権と環境に照らし合わせてというふうな取り組みをして、市民一人ひとりが輝いて、一人ひとりの知恵がまちづくりに活かされるオンリーワンのまちを目指していくというようなことを、この基本理念の中にうたい上げております。

そういうようなことで、全体としての基本理念はそういうことでございますが、特に申し上げますと、障害児の教育には、ある面ではいろんな予算を割いてでもそちらに重点的

に付けて、そうした教科指導なり、あるいは障害児加配なりに予算を重点的に付けて、そういうところの教育に特に配慮しているといったことが言えるのではないかと思います。

それと、義務教育小学校施設費国庫負担法等の一部改正につきまして、市にとってこの法改正はどのように作用するのか、負担が重くなるのか、これから耐震の基本計画を策定いたしまして、今後計画的に取り組んでいくわけですが、負担が重くなるのか、軽くなるのか、こういったお話ですが、元来法改正まではこうした国の制度、補助金制度で賄ってきておりました。補助金と申し上げますのは補助対象事業と補助基本額、そして補助率といったものがそれぞれ定められておまして、そうした補助対象経費以外に、その補助金を振り向けることができなかつたわけですが、交付金制度に変わりました、3カ年の計画を策定いたします。

例えばですが、野洲中学校の耐震の工事を施工しようといったことで、現在検討いたしておりますが、野洲中学校は当初の建築しました建物がいま少し、耐震診断は終わっておりますし、体力度がないということで改築というようなことが必要になっているわけですが、これにつきましても、プレハブの仮設の校舎をとすることを考えていきますと、勢い、一般財源の持ち出しが相当高く付くようになってまいります、そこを工夫することによりまして、現有の校舎を生かしながら、あるいは敷地を生かしながら改造の工事をしていくということになりますと、補助交付金対象の面積も確保できますし、その補助交付金のプランについては起債もきくようになってまいります。また、交付金の性格から申し上げまして、耐震の工事にかかっている校舎につきまして、その中での経費の融通が割と付きやすいと。本市ではそういうようなことはなかなかできないわけですが、他市の事例では、例えば3カ年の計画の中で複数の学校の耐震の工事をしようとした場合には、その計画の期間内で対象の校舎相互であれば、交付金を融通することも可能だということ、この要綱でも書かれております。

そうしたことで、負担につきましてはそう重くも軽くもならないとは思いますが、交付金制度に変わりましたことによりまして、柔軟なそういった対応ができるのではないかと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） さくら墓園につきましてお答えいたします。

開園以来ご利用いただいているわけですが、ご指摘のとおり高齢者の方や体の不

自由な方に対して、また雨上がりの後などにつきましては、至らないところが出ておるといふふうに考えております。その部分につきましては、先ほどお答えしましたとおり改修を検討してまいります。

それから、入り口のところの石畳のところの改修の工法でございますけれども、段差が1センチメートル以下でございますので、撤去しないやり方もあるかと考えております。例えば、ご指摘のとおり全部上に何か塗っていくとか、目地の部分を何か補修していったりして段差をなくすとか、逆に石の部分を削っていくと段差をなくす、もしくは研磨していくというような考え方もあるかと思っております。また、それらを組み合わせてやるというやり方もあるかと思っております。ご指摘の手法も含めて、幅広に改修の工法については検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、三和議員の介護福祉サービスに関する再度の4点のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目のケアマネの地域での充足の状況でございますけれども、現在市内には24名のケアマネージャーがおられまして、1人当たり大体35人を担当するのが限度でございます。それで大体840人を市内で対応できる状況になっております。現在、在宅のサービスを私どもが認定しているのが908人でございます。市内のケアマネージャーと市外のケアマネージャーを合わせまして、大抵現在は対応できているという状況でございます。

また、最近市内で居宅事業所を開設したいというふうなことの相談も受けておりますので、現在の状況ではケアマネージャーが不足しているということは、しばらく市内ではないのかなというふうに判断をしております。

それから、2点目の介護予防のプランは現在地域包括支援センターでこのプランを立てていくわけですが、この新予防給付につきましては1年かけまして認定をしておりますので、大体1年過ぎますと400人ぐらいが対象になるというふうに判断をしております。出発の段階では地域包括支援センターで、現在1カ所でございますが、ここで対応ができるわけですが、将来的にはこの地域包括支援センターを先ほど申し上げました生活圏域3カ所に、各生活圏域に1カ所ずつということで全市で3カ所の計画を持っておりますので、対象者がふえてくるにしたがいまして、体制を考えていきたいというふ

うに思っています。

それから、3点目のこのプランの外部委託の可能でございますが、ご質問の中にございましたように、一般の居宅介護支援事業所がこの委託を受けると、1人当たりのケアマネージャーに8件という受け持ち、それ以上できないということがございますので、私どももこの地域包括支援センターを検討する中で、予防の部分というのはある程度地域包括支援センターが総合的に見ていく方がいいだろうという判断で、現在のところは委託ということは考えておりませんが、将来的にはそういう方向も考える必要があるというふうに思います。

それから、4点目のマイケアプランについてですけれども、現在、私どもでは1件だけご自分でプランを立てていらっしゃる方がいらっしゃいます。それで、ご質問でございましたように、支援体制という点につきましても今後の私どもの課題だろうというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前10時41分 休憩）

（午前10時42分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 恐れ入ります。

資料の手持ちがないということで、今取り寄せましたが、三位一体改革と補助金改革に関しまして、義務教育費国庫負担金のうち、このときに対象となりました中学校教職員給与費、おっしゃっていただきましたように8,467億円、8,500億円とおっしゃいましたが、8,467億円のうちということではありますが、これらの経費につきましては、中学校教職員ということで、県費負担の教職員に係ります部分というようなことで理解をいたしますと、本市におきましては、そうした影響はないのかなというふうな理解をいたしております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 三和郁子君。

8番（三和郁子君） 学校教育費、施設費法等の改正関連で、1点だけ求めておきます。かねてから限定的な少人数学級の拡大、そしてクラス編制、人数の学校間格差の是正、さ

らなる加配の拡大などということ、市独自裁量による斬新な教育システムの創出、改革について提言しながら、私は今まで求めてまいりました。しかし、努力を願ってはおりませんが、その評価においてはまだ不充足感があります。

今回の法改正は、裏を返せば自治体間の教育環境格差が生じたり、そして拡大する問題を含んだ改正とも言えます。私は、野洲市の教育環境を揺るぎないものにするためには、3つの基本理念が必要と考えます。

1つなのですが、日本の将来を担う子どもたちを育てなければならないという強い使命感と信念、そして2つ目、斬新な教育への組織と情熱、3つ目、教育への重点的予算配慮、この3点なくして野洲市の皆様が安心して子どもたちをゆだねることはできません。12月議会で、もう一度19年度はどのように対応されているのかお伺いいたしますので、よろしくお伺いいたします。

次に、介護福祉サービスの方ですが、これは2004年4月にスタートの介護保険で、利用者が自由にサービスを選んで事業者と契約をする。こういう基本原理のもとに法改正ですね、4月からの。軽度者に介護予防制度を導入する中に、利用者が主体的にケアプランに関わろうという考えだと思っております。野洲市には、今お聞きしましたらマイケアプラン1名おられるということお聞きしました。このケアプランなんです、自分でつくることで、介護保険の活用法や限界もわかって、本来ならばケアプランは自分の生活プランづくり、人生のプランでもあると思います。利用者が受け身にならず、自ら組み立てようと積極的に関わる姿勢が、私は大切だというふうに思っております。ケアプランは自己作成ができるというパンフレット、野洲市の場合、このパンフレットを見ましたけれども、パンフレットのところ、これは自己作成ができるということが記載されていないのです。こういうパンフレットのところに自己作成ができるというふうに書いておけば、もっと人数がふえて、介護予防以前に、先ほど部長もおっしゃっていましたが、答弁いただきましたが、予防研修を行うという答弁でしたが、その予防研修の中にこういうマイケアプラン、こういう研修も入れてはどうかというふうに思います。一考をお願いいたします。

近畿二府四県で全94市を対象に行った調査があるのですが、パンフレットに自己作成ができると記載してある市は約65%あります。自己作成のための資料などを添えた市が20%あります。私も自己作成でマイケアプランがつくれますという冊子を、市町で取り寄せました。こういうふうなものができていて、もう元気なときからこういう予防のマイケアプランの作成を勉強できる。予防を受けてからマイケアプラン、ケアプランを立てよ

うと思ってもこれは難しいです。その前にマイケアプランをぜひ考えていただけたらと思います。宇治市でも市役所の窓口で自己作成の相談オーケーというふうにも載っておりますし、浜松市でもすっきり解決で親切な手引ということで出しております。滋賀県にもあります。長浜市ですが、自己作成担当職員が対応しております。今後介護予防にはこういうふうなマイケアプラン、これを一考していただけたらと思います。

筋力トレーニング室の方に先日伺いましたら、介護予防のためにストレッチ体操をしておられました。そこにテレビ画面がありましてビデオが映っておりまして、それを見ながらストレッチ体操等を高齢者の方たちがされておりましたけれども、その方たちのお話では、テレビ画面が小さ過ぎて映っているのがどういう動作なのか見えにくいというふうなお話をお聞きしました。そういう予防に一生懸命来ておられる方たちの努力、そこまで来ていただく、そういうところにもやはりテレビの画面をもっと大きくして、後ろからでも、20人でも30人でも、何十人でも来て後ろからでも見れるようなそういう画面を考えていただけたらと思います。

以上、いろいろと提言をいたしましたけれども、回答をもしできるようでしたらお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 三和議員の再々質問がございました。

少人数学級あるいはさらなる加配の拡大、そして教育システム改革に向けて取り組む必要があるというふうなご提言をいただきました。本市教育委員会といたしましても、先ほどお答えを申し上げましたが、市費によります少人数指導、あるいは特別支援教育、不登校支援といった加配も充実させていただいております。今後もそうした加配の教員をさらにふやしながら、学校教育の充実と特に特別支援教育の充実を図ってまいりたいと思っております。

ただ1点、3つの基本理念の中で、教育への重点的な予算というようなこともご提言をいただきましたが、本市教育行政、教育予算としましても、本市の予算の大きな割合を占める予算を今年度いただいておりますので、まずはこれのきちっとした効果のある執行を図ってまいるのが先決かなと、このように思っております。

今後ともよろしくご指導いただきますようお願い申し上げます、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、再々度のご質問の2点につきましてお答えをしたいと思います。

まず第1点目のマイケアプランのパンフレットだとか啓発、あるいは指導の件でございますが、大変参考になりましたので、私どもの方もこの点について、市内でどのように取り組んでいけばいいかということについて検討してまいりたいと思っております。

それから、2点目の筋力トレーニングでございますが、テレビの画面が小さいということで、このテレビ画面は当初現在の健康福祉センターを建てたときのテレビを使っております。センターにはプロジェクター等もございますので、利用者が利用しやすいということでこれも検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第2号、第1番、西本俊吉君。

1番（西本俊吉君） 1番、西本俊吉でございます。

私は少子高齢化について、非常に世間全般、話題としてにぎわいがありますが、その中で先日も発表されました出生率を見ますと1.25と、非常に厳しい、本当に先の心細い感じさえする子どもの子育て支援に関して、特に行政施策の中で大きな柱であります保育園に関する質問と、さらには安心・安全まちづくりの一環としての道路行政についての質問を展開してまいりたいと思っております。

さて、本市における保育行政の歴史は半世紀近く、現在使用している園舎は全般的に昭和50年前後に建設され、既に30年近くの風雪に耐え、私は先日も現場に立ち、全般的に見ますと老朽化と施設の手狭さを感じてまいりました。

また、昭和56年6月、建築法が改正になる以前に建設されました建物については、耐震強度についての不十分さが一般認識としてされております。本市の保育園について、耐震診断の結果及び対策工事の必要性の有無について、まず1点お伺いいたしたいと思いません。

次に、本年4月、公立、私立合わせた保育園児の定員は本市では775名であります。これに対して、預かっている園児の総数は788名、既に4月新年度スタートから定員オーバーしているわけです。公私立合わせまして9保育園中6保育園が定員オーバーとなっております。6月現在、待機状態の園児も十数名おられるやに聞いておりますし、また保育の大事な問題として、家庭事情の変化、例えば保護者やご家族の病気、入院などによる緊急入園措置の必要性などを考えあわせると、子育て支援の重要性が高まる現在、市民二

ーズに合った新たな施設の建設が必要との認識に立ちますが、この点について市の方針等をお伺い申し上げます。

次に、安心・安全についてですが、市内の道路には申し上げるまでもなく、国道もあれば県、市の地方道もあり、またその形状もさまざまです。しかし、安全で安心な道路を提供することは管理する者の責任であると思います。市内全般を見て、交差点や建物の入口のバリアフリー、フラット化はおおむね進んできているように感じます。しかし、市民が日常的に使う各バス停留場は、多くのところで車道と歩道とを分離する縁石ブロックが妨げとなり、高齢者や障害者の方々にはバスの乗降時に危険性を感じられておられます。

最近、歩道が完備しました比江小比江間の県道野洲中主線も同様であります。駅周辺を中心とする市街地では、改良されているところも見受けますが、停留場における安全対策について、今後の見通し、計画について市のお考えをお伺いいたしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、保育園施設の安全と保育行政についての2点のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の市内保育園舎の耐震診断及び地震対策のための工事的必要性についてですが、野洲市内には公立保育所5園と私立保育所4園を設置しております。そのうち昭和56年の法規制前に建設された保育所は、公立4園私立1園の5園であります。私立の1園は平成16年度に耐震調査を実施し、調査の結果、耐震化不要と診断されました。残り公立の4園につきましては、国の法律に基づき県が策定いたします地震防災緊急事業5カ年計画により、平成19年度に実施する予定をしております。その調査の結果を踏まえ、年次的に耐震化工事を実施してまいります。

次に、2点目の保育行政に関する今後の市の計画、構想についてですが、平成17年3月に策定いたしました野洲市子育てサポートプランの計画目標でありますように、働きながら子育てをしている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実に努めているところであります。

具体的には、保育が必要な乳幼児はひとしく保育を受けることができるよう、待機児童の解消や多様な就労形態に対応できるよう、延長保育や一時保育などの特別保育の充実に努めてまいります。少子化が進み、地域での子育て機能が低下するなど、今後保育所が担う子育て支援の機能はますます必要とされることから、国などの動向を踏まえ、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 次に、2点目のバス停留場の安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

高齢者や障害者をはじめとする交通弱者の社会活動における安全確保は喫緊の課題であり、道路整備における重点課題として位置付けております。こうしたことから、バリアフリー化など、安全確保に努めております。

ご指摘のバス停留場の乗降施設の整備並びに待合所のスペース整備は、施設利用者の安全確保には不可欠であると考えております。したがって、市内のバス停留場につきましては、再度安全点検を実施し、バス会社等関係機関と協議の上対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 西本俊吉君。

1番（西本俊吉君） 保育園につきましての耐震計画についての一定のご答弁は、私は前向きなご答弁であり、受けますけれども、そういうような事業が展開されるについては、やはり災害等はいつ起こるかわからないという感覚の中で、早急に取り組まれるようお願いしておきたいと思っております。

さらに、子育て支援プラン、いろいろ策定されておりますけれども、現に待機児童がおられる。そして、少子化は進んだとしても、やはり子育ての中で行政が果たすべき役割が多く、ニーズも高まってくる。そういうことを考えたときに、保育行政は今後ますます重要性を増してまいります。そういう意味合いからも、やはり市民のニーズ、そういうものを重視しながら、預けたい子どもは何時でも受け入れられるという体制でやるのが本来の行政の立場ではないかなというように思っております。したがって、新たな施設と申上げましたのは、やはりお勤めになるお母さん方、お父さん方も多い、そういう中でもう少し利便性も考慮した形での新たな施設の建設を検討されてはいかがかなというふうな感じ、そういうところから提起申し上げているところでございます。

さて、次のバス停留場の関係でございます。私も市内ずっと、すべてとは言いませんけれども見てまいりました。ここに、小さいですけれども、写真を撮ってきております。このように、せっかくバス停のための取り込み道路があるのに関わらず、縁石があります。お年寄りの方は杖を持ちながら、また老人車を持ちながら、そしてこの縁石に一旦上がり、

車道の低いところへ降り、それからバスの乗降口に乗られているというのが現状です。レールで走っているJRとかそんなのと違って、この縁石とバスの乗降ステップとの距離は必ずしも一定ではありません。だから、うまくとまってもらえればここから直接乗ることも可能ですけれども、ほとんどの場合、きのうも見ておきますと、そんな簡単にしゅっと乗れるような状態ではない。そういうことを考えたときに、非常にこの縁石が邪魔になっているなという感じを持っております。そういうところから、できたら前後の扉の付近のところ、せめて今60センチぐらいのブロックが置かれているわけですが、前後2枚ずつぐらいを取り外して、ここを平坦にさせていただいて、バスが着いたらステップまでは簡単に近付けるような状態、そういうものがいいのではないかと思います。ちなみに、現在お示ししておりますこのバス停の反対側は、マウンドアップ方式によってなされておりますけれども、マウンドアップ方式も見たいにはいいし、非常にいいのですけれども、乗る場合には必ずといっていいほど、車道に一旦足を置いた上で再度ステップに上がるというような状況があるということをご認識いただきたいと思います。

これも、少しわかりにくいかも知れませんが、同様に車道と歩道が同一の高さであり、縁石部分だけが際立って高い、20センチ角のものでございますけれども、それが非常にバスの乗り降りに不便になっております。ご承知のように、巡回バス等を利用されるお年寄りもおられます。そういうところから、やはりぜひともこの辺の改良につきましては、市街地中心でなしに必要なところ、特に公共施設等を持っているバス停付近に重点的にしながらでも、早急な対応をお願いしておきたいと思っております。

これももう一点、これは市道、県道ですが、これは国道です。1級国道の8号線はずっと見て回りましたところ、ほとんどよくなっております。これは477号線沿いのあるバス停付近の写真です。このように、非常に歩道そのものの幅も狭く、そしてバス停がどこかもうひとつはっきりしない。バスによっては、5メートル、10メートルぐらい前後しているようなバス停です、運転手によって。このガードレールと縁石との間にとまる人もおられれば、この縁石の上で乗り降りするようにとめられる方もおられます。運転手によりけりという部分もあります。これは私はバス会社が悪いと言っているのではなしに、道路の安全施策が悪いという意味で申し上げているので、誤解のないようお願いしておきたいと思っております。

それから、これは余り地名的にどうこうという問題では、これも市内のバス停の一つであるというご認識をお願いします。歩道がありません。そして、その横には側溝が流れて

おります。一段下がったところに薄い鉄板 1 枚でのバス待避所としての安全性が図られているわけですが、私ですらここに降りるのに非常に大変な状況です。

このように、いわゆるバス停そのものの位置、そういうものについて、またここを改良していただく余地は十分あるではないかと。せめてコンクリート板のごっついのも置いていただいて、路面との高さが一定になるような方法、こういうものも講じてもらう必要があるのではないかと思います。特に、ここを撮影しているときに感じたのですけれども、ここは朝夕物すごい車両が通過しております。この反対側で降りられた方は、カーブを曲がってすぐのところにバス停があります。横断する危険性もあります。バス停全体の見直しという観点も含めて、これらについて、行政として市民の安全を守るために再検討される余地があるのではないかと思います。これらについて再度お答えをいただきたいと思えます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、再度の質問にお答えいたします。

待機児童がいるということで、新たな施設の考えはどうかというご質問でございますが、現在、西本議員がお示しをしましたように、私どもの公立、私立の保育園両方で定員が 775 名の中で、現在ご利用いただいているのが 788 という数字でございます。保育園の場合は、定員の 1.2 倍は可能ということで、全体でいきますと 930 人は受け入れができる体制でございます。しかし、ご質問にもございましたように、大変駅周辺の保育園を希望されるということで、現在の待機の方はやはり駅周辺をご希望されているということで待機をしていただいている状況でございます。私どももできるだけ早くこの解消に努力をしてまいりたいというふうに思っております。

新たな施設の問題でございますが、公立で建てていくという考えはございませんで、民間で施設を整備していくということにつきましては、支援をしていきたいという考えを持っております。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 再度のご質問にお答えしたいと思います。

今、示されました 4 つの箇所でございますが、1 つの箇所の県道の野洲中主線、豊積の里の前でございますが、これについては昨年県の方に要望しておりまして、これについては早急に対応してまいりたいと思えます。あと 3 箇所については、場所はちょっと把

握できておりませんので、先ほども答弁させていただきましたように、再度点検をいたしまして、できるところから対応してまいりたいと思いますので、関係機関と協議の上対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 西本俊吉君。

1番（西本俊吉君） 都市建設部長からのご答弁をいただいたわけですが、私は今写真で申し上げたのは、ここが悪いと言っている意味ではないのです。一事例として写真を撮ってきました。このようなバス停留場は市内にたくさんございます。今ある方向では市街地から1キロの安心・安全な道路行政というものを展望されております。野洲駅から湖岸までは約10キロあるかと思えます。到底その地域については、今申し上げた計画は及ばないわけなのですね。だから、必要なところをスポット的でもいいから、何とかお願いできないかと。これは私が現場を見たから言っているのではなしに、市民からたくさんご要望を私が聞くような状態になりましたので、ここで取り上げさせていただいた状態です。ひとつご理解願いたいと思います。私も過去、バスの車内の明るさに目をとられ、夜間降りたところで縁石があるのにないと勘違いして転んだという経験も持っております。そういうところから、ぜひとも今申し上げている点については、予算的な制約もあろうかと思えますけれども、市道については市で当然県、国にも働きかけていただく中で、できる限りそういう市民の安全策を講じていただくよう、さらなるご努力をお願いして、私からの質問にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第3号、第6番、藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） 6番、藤村でございます。きょうは2件の質問をさせていただきます。

まず1件目でございますが、表題を大きく「10万都市野洲市にふさわしい玄関づくり」ということになっておりますが、野洲駅前再開発を推進していただきたい、このような思いで提案をさせていただきます。

野洲市は平成16年10月に野洲町、中主町と合併し野洲市となりました。本年5月に5万人を突破いたしまして、文字どおり市となることができ、責任の重さを痛感しております。

旧野洲町でございますが、京阪神のベッドタウンとして、人口が昭和40年代の後半か

ら急増してまいり、倍近くになりました。当時開発されました住宅地は、高齢化が進み、商店も閉鎖されるなどのため、日常生活品の購買も地域の中でできず、歩いていける商店がないということで非常に困っておられます。

野洲市の課題、問題点としては、野洲市の商店に活気がなく、大型店を除いては買い物をする場所がない。高齢者は日常生活にも支障を来し、本当に困っております。商店も大型店の進出を理由に商売の不振を嘆いておられますが、新たに野洲市に出店してこよとうという業者もなかなか沿道サービス以外にはなく、地域の中では車がなければ生活できないまちになっております。

また、公的支援により、商売人の皆さん方の活性化を図っていこうというような取り組みも何度もされているわけですが、商店の方々も後継者がいない、また設備投資ができないとか、その設備投資に見合うだけの収入が確保できないとか、いろんな問題点があるかと思いますが、商店の方には効果はなく、主体的に商売の経営革新に取り組もうという気持ちが沸き上がるようなまちづくり、それをしないと高齢者の皆さん方が地域で歩いて日常生活品が求められるようなまちにはならない、このように思います。

そのためには、何よりも人口を増加させていく。その中で商売の皆さん方が自ら商売をやっていこうというような気持ちを加えるようなまちづくりが必要でありますので、何としても消費人口の増加を求めてまいりたいというふうに思います。

また、3つ目には商店は駅前に散在しておりますが、野洲駅周辺は駐車場やマンションが多く、商業立地としての整備が遅れております。新たに野洲駅に降りて来訪される方々には、この野洲のまちを見ると、本当にお風呂屋さん以外何もありませんと、環境もいい、自然もいいかもわからないけれども、住んでみたいまちではないなど、こういうふうに思われる、こういうふうな現状がございます。

野洲市の総合計画基本構想中間案をこの前ちょうどいいいたしました。この中では17年3月の65歳人口は16.2%で、平成32年には人口は5万9,000人、これは政策的な部分も含むと書いておりましたが、65歳以上は22.5%と予想されております。団塊の世代が65歳を超える平成25年ころからは、毎年65歳以上の人口が7,000人から9,000人増加するわけで、高齢者が地域で生き生きと暮らせるまちづくりが急務となってまいります。

野洲市では、平成22年度にかけて、野洲駅前ロータリーの整備(Dブロック)と駅から1キロ圏内の交通バリアフリー特定事業計画の推進を検討しておられます。その一方で、

野洲駅前のA・Bブロック、これは野洲駅の現在ある中では唯一のまとまった土地であると思っておりますが、これにつきましては、平成13年に定期借地で10年でやられたので22年までの営業でないかなと思って22年度と思っておりますが、23年度の間違いかもわかりませんが、ほほえみ乃湯が営業されておりますが、この後は定期借地でございますから、更地になる。どういう使い方をするかということが検討されるわけですが、その中では今回Cブロックはマンション業者の皆さん方に販売をされたということから、マンションへの販売が希望されている、このように思っています。

野洲市の総合計画基本構想中間案の中で、拠点整備方針があります。その中にはJRの野洲駅周辺は市を代表する拠点として、行政機能、居住機能、商業機能などの高度化を進めます、また駅へのスムーズな交通アクセスを図り、調和のとれた拠点づくりを進めるとあります。今、平成22年度までにA・Bブロック、またバリアフリー構想の工事が進んでいくということを考えますと、時間的余裕はないと考えます。早急な野洲駅前の全体整備を図るべきと考えますが、以下の3つの点についてお伺いします。

まず1つは、野洲駅前のA・Bブロック、平成22年度まで、また23年度まで定期借地でほほえみ乃湯が運営されておりますが、閉店後の市の対応についてお聞かせいただきたい。

2番目に、野洲商工会地域振興委員会が、先日野洲駅南口未利用地に関する提案を市に出されました。この未利用地、Cブロック、Dブロックへの評価についてお伺いします。

3点目、改正されたまちづくり3法による影響についてどのように考えておられるか。

以上、3点についてお伺いしたいと思います。

続きまして、国語教育・読書を学校教育の基本に。

英語教育につきまして、中央教育審議会の専門部会は、小学校5年生から英語を必修にすべきだという報告書をまとめられております。この内容について、読売新聞で世論調査をつい先日行っておられます。その内容では、賛成の人は67%、反対28%で、2004年に実施されました同種の調査は賛成87%でございましたので、賛成は大幅に減りました。報告書が議論を呼び、まずしっかり国語を学ぶことが必要だなどの反対論が出されたことが大きく影響しているということでもあります。

今回、私の質問は英語教育の是非を問うものではありませんが、まず国語を学ぶことが必要だの声について、教育委員会として考えていただきたいということで質問をさせていただきます。

昨年9月議会でも、図書館の指定管理に関連いたしまして、国語教育、読書について質問させていただきました。教育長はそのとき、子どもたちの命を預かり、子どもたちの生きる力をはぐくむ保育や読書を通じ、子どもたちの人格形成や日本人としての文化などをはぐくむ図書館の事業は、公の役割そのものと言えます。また、国語教育は文字や言葉を通して、子どもの考える力を養い、学力の基礎を築き、今日的課題のコミュニケーション能力を高める重要な教科であり、図書館は読書を通して、幼児からお年寄りまで市民の生涯にわたる継続的な学習の機会を保障する重要な役割を担う公共施設であると考えております、このように積極的に回答をいただきました。私としては野洲市の子どもたちの将来は安心だなど、安堵をしたものであります。

つい最近、ベストセラーになっております『国家の品格』、藤原正彦先生、数学の先生でございますが、この先生はその著の中で、「とにかく国語です。一生懸命本を読ませ、日本の歴史や伝統文化を教え込む。活字文化を復活させ、読書文化を復活させる。それにより内容を作る。遠回りでも、これが国際人をつくるための最もよい方法です」と述べられておりますが、残念ながら小学校の国語読書の授業時間は、私たちが小学校で学んだころとは少なくなっているのではないかなというふうに思います。低学年は8時間あるというふうにおっしゃっていましたが、高学年では週に5時間しかなく、とにかく国語という体制にはなっておりません。藤原先生がおっしゃっておられるのですが、国語はすべての知的活動の基礎である、国語は論理的思考を育てる、国語は情緒を培う、国語は祖国であると、このようにおっしゃっておられますが、このように考えるなら国語教育・読書を学校教育の基本に置き、もっと授業時間数をふやすべきと考えておりますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） それでは、藤村議員のご質問の「10万都市野洲市にふさわしい玄関づくり」についてお答えをいたします。

まず、1点目の野洲駅前のA・Bブロックの閉店後の市の対応についてお答えをさせていただきます。

野洲駅前のA・Bブロックにつきましては、議員ご承知のとおり、アサヒビール株式会社の所有地でありまして、このうちBブロックにつきましては駐車場として利用されております。また、Aブロックにつきましては、平成13年度に市内の業者が10年間の定期

借地でほほえみ乃湯を経営されております。アサヒビールといたしましては、今後の利用形態を検討するには時期半ばであり、計画を立案するには至っておりませんが、ここ2、3年には計画を立案する時期が来ると思います。本市といたしましては、野洲市の玄関口である駅前であることから、アサヒビールがここでの計画を立案していく際には、その前段階において同社と大いに議論していきたいと思っております。その際には、できるなら、A・Bブロックにとどめず、周辺の市有地も含めて何かできないかなどについても考えたいと思っております。

当市は先に5万人を超えました。野洲駅はすぐれた立地条件にあり、今後の当市の発展の可能性を示唆しています。現在、野洲駅の乗降客数は2万6,000人でございますがこれを3万、また3万5,000人と増加していくよう、当市の発展と駅前の活性化を目指していきたいと考えております。

続きまして、2点目の野洲商工会地域振興委員会提案の野洲駅南口未利用地に関する提案の評価についてであります。これにつきましては、平成17年度に本市が策定いたしましたJR野洲駅南口駅前土地利用計画において、この提案や商工会からのご意見を参考にしております。今後、事業実施段階におきましても、この提案を参考にさせていただきたいと考えております。

続きまして、3点目の改正されたまちづくり3法による影響についてであります。まちづくり3法とは平成10年に制定された改正都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の3法でありまして、国及び自治体が一丸となって、中心市街地の活性化に取り組んできたところでもあります。しかし、目に見えて効果が上がっている地域は少なく、いわゆるシャッター通りがふえるなど、総じて状況は改善していないところであります。

このような状況を踏まえ、中心市街地の空洞化に歯どめをかけ、活性化を促進するため、まちづくり3法の見直しがされたところであります。改正法が施行されますと、市街化調整区域では、原則として大型店舗の出店が禁止され、大型店の出店は市街化区域の商業系の区域などに限定されることとなります。

今後は、こうしたことを十分考慮しながら、駅前の活性化の推進につながるまちづくりに反映させていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 藤村議員の国語教育・読書についてのご質問にお答えいたします。

議員のご質問の中に、国語はすべての知的活動の基礎である、国語は論理的思考を育てる、国語は情緒を養う、国語は祖国である、というようなお考えを述べられておりますが、私も意を同じくするものでございます。

さて、国語教育は非常に大切でございまして、学校教育、図書館活動において、活性化されるよう指導を図ってきたところでございます。

まず、学校教育では、例えば平成15年度、16年度の2年間にわたりまして、文部科学省の国語力向上を目指したモデル校として、篠原小学校が指定を受けました。その研究の主な内容は、伝え合う力の育成を主なテーマとしまして、読む力、聞く力、話す力をどのように育てていくか、それぞれの力を学年ごとに明らかにしまして、カリキュラムをつくっていきました。実践研究については、県の教育委員会から高く評価されたところでございますが、その成果を研究紀要としてまとめまして、国語教育の取り組みに生かしてもらおうよう、各学校に配付をいたしております。

次に、読書指導ですが、藤村議員ご指摘のように、読書の重要さは言うまでもありません。現在、市内すべての小中学校におきまして、朝の活動などに継続的に取り入れ、読書力を付けさせております。一方、図書館との連携も大事にして取り組んでおります。例えば、各校園に図書館職員が出向きまして、絵本や物語の読み聞かせ活動や、文学にとどまらず自然や文化などに広げての本の紹介活動、さらに篠原小学校や中主小学校で本の出張貸し出し活動を実施しております。子どもたちは、これらの活動を大変楽しみにしているという学校現場からの声を聞いております。これらの取り組みは、単に本の紹介ではなく、その基本に言葉があり、言葉による相互理解力を付けていくこともねらっております。

また、学校の図書室には、図書ボランティアとして現在小中学校合わせまして43名の方が、図書室の整備、点検にあたって下さっておりまして、こともたちの読書活動を支えていて下さることも述べておきたいと思っております。

最後に、授業時間数のことではありますが、これは学習指導要領に基づく時間数であります。しかし、国語力は国語の時間だけで育つものではなく、他の教科等においても話し方、まとめ方、聞き方などを育てていくものと考えております。これまでの取り組みを踏まえ、今後とも学校における国語・読書教育の推進を図っていきたくと考えております。

ご理解をいただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） 今、A・Bブロックの件で、今は駄目ですが、いずれは計画をしていくと。あと2、3年の中ではアサヒとも話をしていきたいというふうにお話しをされましたが、アサヒさんは、以前は何度も他の議員さんがお話をされておりますので、聞かせていただいておりますが、所有地の開発は自社で行うというのを基本とされておったわけですが、方針変更されまして、開発が行われる場合は土地の貸与か売却の形ということで、自社の開発ではないのではないかというふうに今の現状は聞かせていただいておりますが、このことは、今までアサヒさんが大きく自社開発とおっしゃっていた中で進んでおられたわけですが、これは今後の駅前開発に有利な状況になってくるのか。野洲市が開発していくときに有利に働いてくるのかどうか。その辺、アサヒの現状等とあわせてお話をいただきたいし、そういう場合なら、今後アサヒとの対応は野洲市が主導権を握っていくことになるのか。このようなことについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それで、ほほえみ乃湯が22年ないしは23年に定借が切れるということで、もし閉店をされるということなら、2、3年前から当然アサヒさんの土地貸与もしくは売却の方針も含めながら協議を進めていただくということになるわけですが、それですと、22年といますと、もうすぐにまいますので、どのようなタイムスケジュールでこの点について考えるか。2、3年で考えるというふうなお話でしたが、余りに遅いと売却をすると。売却をしてしまうと、その中でCブロックのようにマンションが建設されるということになってまいりまして、駅前にロータリーに面した土地、これは何事にもかえがたい、野洲市としては一番いい土地、大事な土地です。この土地にマンションが建ってしまうと、当然有効利用しますから、高層のマンションをお建てになることになるでしょうし、固定資産税という面では、一等地に高層マンションを建てられたら、固定資産税はそれなりに入ってくるということにはなりますが、にぎわいのまちの大きな障害になってくる。マンションや駐車場というのは、基本的にはマンションの場合は夜帰ってこられるためにその施設があり、駐車場はそれも夜に帰ってくる、もしくは朝ご出勤されるための施設であり、そこは何も動かないということで、にぎわいのまちにはならないわけですが、この辺について、マンション建設が予想されるが、マンションはにぎわいのまちの大きな障害になると思いますが、この点について、マンションについての考え方を伺いたいと思います。

それと、今度のCブロックの中でマンションを建設されると。私は何度かご担当の皆さん方に、ぜひペDESTリアンデッキをつくってこのマンションの1階、2階は商業施設を張り付けて下さいと、マンションの2階高とデッキの高さを合わすと。だから、うちはこちらまでやってあげるのだから商業施設をつくって下さいというような提案をしながら、1、2階は商業施設であるということができないのかというふうにお話をしております。ペDESTリアンデッキは、安全や交通ふくそうの解消法というだけでなく、駅前にそういうデッキがあることで、まちの景観が大きく変わります、ああ、まちに来たなというような気持ちになります。当然、デッキの上では若者が路上ライブをしたり、多様な姿を見せてくれて、まちそのものが見ていて楽しいまちができてくる。そしてまたそのデッキを使いながら、いろんな展開が考えられるというふうに思いますので、今回のCブロックのマンション建設について、ぜひペDESTリアンデッキを建設して、文化ホールまでつないでいく。その中にマンションをつくっていくということができないのかということについて、考えをお聞きしたいと。

それと、今回のまちづくり3法の改正は、空洞化した地方都市の中心市街地ににぎわいをどのように取り戻していくかということがねらいだというふうに思っていますが、野洲市がこの改正を受けてどのような都市像、ランドデザインを描こうとされているのか。これについてもお聞かせいただきたいと、このように思っています。

それと、文化ホールの駐車場でございますが、文化ホール利用者にとりましては、大きなイベントの場合、駐車場にとめられずに非常にお困りになっておられます。駐車台数を増加できる方法としては、あれだけの大きな土地でございますので、立体駐車場の建設の要望が利用者からはよく聞かれておりますが、今の駐車場周辺の民家への影響もあり、なかなか難しい部分があるというふうには聞いておりますが、駅前の開発に合わせながら、公的な駐車スペースの確保ということもあわせて、立駐化というものは検討することができないのか。この6点、今申し上げたのですが、6点についてお尋ねしたいと思っております。

続きまして、篠原小学校の伝え合う力を育て伸ばす取り組みということで、教育委員会に聞かせていただきました。私も知りませんでして、現地にまいりまして、内容も聞かせていただき、紀要もいただきまして、ざっとしか時間がなくて目を通すことができおりませんでしたが、感心をいたしました。国語というのは勉強しなくても何とかなるという意識が、多分みんなの中にもあって、国語の勉強をやるということは、漢字を覚えたり、

語句を勉強するという事で、あいまいな形で勉強してきたのが実態でありまして、それを補完する部分として、まず読書といいますか、多くの本に出会って多くの本を読むという習慣が勉強技術を補ってきたのではないかなというふうに思っています。

今、国語力が非常に落ちてきている、また読書の量も落ちてきている。前回も言いましたが、OECDのこの前の調査では、国語が非常に悪い成績をとったというような中で、国語力の低下というものがコミュニケーションを不足させていくということで、大きな課題になってきていて、篠原小学校が話したいな、聞きたいな、伝え合う力を高める国語科の指導の工夫という研究次第で2年間進めてこられたと。本当に時宜を得ているなというふうに思っているわけですね。

不登校の子どものことを考えますと、表現能力がない、対人関係の能力がないという大きな問題の中で、その子が豊かな自己表現を取り戻していけるのなら、自己の回復につながってくるのではないかと。このように思うと、本当に国語の力、今回の篠原小学校の取り組みはよかったなというふうに思っています。

馬場次長、ちょうど篠原小学校で担当されておりましたので、具体的なご苦労をされたと思うのですが、紀要の中に、今私は他の教科の方が体験的な学習活動を設定しやすいと考えるなら、伝え合う力を育てやすい環境にあるのではないかと考え出している、これは、活動を進めてこられた自分自身の考えをまとめておられるのですが、これは国語科を否定するものではなく、国語科と他の学習活動との連携をすれば、子どもにとって授業がもっとおもしろくなるのではないかと思うのであります。子どもにとって互いに授業内容がわかり合えるから云々と書いておられますが、私自身はまず何よりも国語というふうに、一にも国語、二にも国語と思っておりますが、先生の今のこの内容では、やはり他の教科の体験が非常に子どもに大きく影響を与えていくというふうに、この2年間でお考えになったというふうに思いますが、私は先ほども申し上げたように、その基礎は篠原小学校の2年間の国語教育の充実という基礎があって、そこに結び付けることができたのではないかなというふうに思っておりますので、この辺について馬場次長のお考えをもう少しわかりやすく教えていただければありがたいなと思っております。

それと、先ほども図書書の充実ということで、野洲図書館との連携とかボランティアの皆さん43名、いろいろと取り組みをされている状況を聞かせていただきまして、図書館の方からも聞かせていただくと、やはり篠原小学校の子どもたちが学校で図書館の職員に対して、また借りる本を選ぶに対しても、他の小学校との差というものは非常に大きい。自

分自身がどういうものを読みたい、何を勉強したいということを持ちながら本を選んでいくという姿が篠原小学校の子どもさんにはありありと見える、すばらしいということでおっしゃっておられましたので、この辺の成果をどのようによその小学校に戻していけるのか、お考えがあればお聞かせいただきたいなというふうに思っています。

朝読書につきましても、毎日篠原はやっておられる。その他の学校は、毎日やっておられるところも週に2回しかやっておられないところもあります。この辺の問題を、どう読書と国語力の向上を結び付けていくかということも大事だと思いますので、本当に篠原小学校の状況を他の小学校にうまく持っていけると本当にいいなというふうに思いますので、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前 11時48分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） それでは藤村議員の6点にわたっての質問でございますが、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の野洲駅前のAブロック及びBブロックの今後の活用ということでございますが、これにつきましても議員のご質問のとおり、以前はアサヒビールにつきましては、自社所有地は売らない、貸さない、自社開発とするという狭い考えを持っていたアサヒビールでございましたが、今日ではこの方針を転換されまして、所有地の譲渡もしくは貸し付けを含めまして、具体的な開発を可能とするため非常に柔軟に方向転換されたことでございます。

こうしたことから、やはりこの土地の参入につきましては、あらゆる業者やまた多くの人を対象に参画されるということでございますので、土地の開発については有効であると考えております。

2つ目のほほえみ乃湯の今後の見通しでございますが、このほほえみ乃湯につきましては、現在年間入場者が30万人というようなことを聞いております。これを計画するにあたりましては、年間入場者が36万ぐらいが一応の採算ラインということを言われておりました。こうしたことから、現在もこれを維持されて、ほほえみ乃湯を経営、定着されて

おります。こうした状況でございますが、平成22年度に借地権が終わるわけでございますが、そうしたことから、いろいろ市民の声も出てくるかと思いますが、このことにつきましては今後の計画の中で考えていきたいと思っております。

3点目のマンションについての考え方でございますが、これにつきましては、やはり一般的に駅前ということにつきましては地価が高く、民による開発となれば、やはり土地の高層化は避けられないと思っております。今日では高層の建物、例えばマンション、ホテル、または商業ビル等と思っております。このうち、ホテル、また商業ビルにつきましては、当市の立地条件、人口等で馴染まないかと思いますが、こうした場合におきましても、他市町に比べまして、すぐれた要素があることから、マンションも妥当だと言われておりますが、人口の増加の面から見れば、合理的な状態だと言えます。しかし、マンションは、先ほど議員も指摘がありましたように、閉ざされた建物ということでイメージがあり、また、にぎわいという面からも必ずしもプラス面とは言いがたい感もあります。しかし、そこでマンションの低層階には商業、あるいは公共施設など活用するというようなプラスイメージも考えていくことが大切かと考えております。また、こうしたことも可能だと考えております。

4点目のペDESTリアンデッキでの駅前と文化ホールまでを結んでどうかという議員のご提案でございます。これにつきましては、昨年度策定いたしました野洲駅前南口の土地利用の計画案の一つとして、野洲駅前の一部にペDESTリアンデッキを設ける計画をしておりました。このデッキを駅の正面でなく、議員ご提案の文化ホールまでつないでどうかというご意見でございます。おっしゃるとおり、野洲駅の改札口を出た人が、会場に降りることなくそのまま移動できますし、その機能上から、また安全上からしても有意義なものと考えております。ただ、文化ホール等でございますが、現在駅前の今後の確実な計画も決まっておきませんので、そうしたことから具体的にはお答えすることができませんが、しかし幸いにもデッキ自体は後付けが可能ですので、今回のご質問、ご意見を意義あるものと受けとめまして、今後の開発の中の可能性について探っていきたいと考えております。

それと、5点目のまちづくり3法における空洞化対策をどのように考えていくかでございますが、これにつきましても、特に駅前等につきましては、駅前の用途区域の変更も視野に入れながら、商工会、関係課が十分協議しながら検討してまいりたいと思っております。また、このまちづくり3法の改正でございますが、先ほど本国会で通ったばかりでございます

して、この改正内容等、まだ我々には知らされておられませんので、野洲市の実態等にどう影響を与えるかというのがいろいろと不明確な点もありますので、今後十分検討しながら野洲市のまちづくりに反映していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

6点目の文化ホールの駐車場につきましては、教育委員会の方から答弁をいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） ただいま藤村議員からご質問がございました6点目の文化ホールの駐車場の立体化についてお答え申し上げます。

野洲文化ホール駐車場の立体化につきましては、野洲文化ホールそのものが他の市や町のホールと違いまして、JRの野洲駅から歩いて2、3分という非常に交通利便性の高い、すぐれた立地条件となっております。議員ご提案の駐車場の立体化につきましては、過去にも検討した経過もございますが、例えば簡易な立体駐車場でも相当経費が必要となってまいります。その上、騒音と排気ガスといったことも、お隣にお住まいの方々のプライバシー保護といったことの観点からも、立体化は難しいのではないかなど。また、逆に密閉型の中層の3階あるいは5階建ての駐車場ビルということになりますと、また相当建設のコストがかかりまして、費用対効果の面からも難しいのではないかと、こういうふうな判断をいたしておりますのが現状でございます。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 藤村議員の国語教育あるいは読書教育についてのご質問に答えさせていただきます。

まず、篠原小学校の研究内容につきまして、先ほどお褒めの言葉にあずかりましたこと、前校長として大変うれしく思いますと共に、一緒に研究実践をしてみられました職員に感謝し、今日のことを伝えていきたいと思っております。ありがとうございました。

さて、ご質問の件ですが、国語というものをどのようにとらえていくかということが大事であると考えております。藤村議員ご指摘の内容で、国語科としての位置付けはこれまでと全く変わるものではなく、非常に重要であると認識しております。

ところで、滋賀県の18年度の学校教育の指針というのが出されています。これは全教職員に配付されておまして、校長あるいは教頭は、これについての説明を県から受けているところでございますが、この中に、国語力の向上という項目がございます。この中の

一部をちょっと読ませていただきますと、国語力は考える力、感じる力、想像する力、あらゆる力と、それらの基盤となる国語の知識、教養、価値観、感性等から構成されており、国語科の授業はもとより、ここからが大事だと思うのですが、各教科、総合的な学習の時間等、教育活動全体の中で適切かつ効果的に実践されることが大切である、特に教科間、及び小中高等学校間の連携を図った授業改善、言葉によって豊かに表現する機会の充実、読書活動の推進、日本語の豊かさを感じさせるよりよい言語環境の整備等により一層努める必要があると述べられております。

このように、国語科をベースとして、国語力をどうはぐくんでいくかということが、今の国語に関する重要な課題であるといえます。この点に基づきまして、篠原小学校の研究主題、「話したいな、聞きたいな、伝え合う力を高める国語科の指導の工夫」として設定しております。これは先ほどご指摘いただきました研究紀要、15年度、16年度版でございますが、この中に最も重要なキーワードといたしましては、話したいな、聞きたいな、この「たいな」という言葉でございます。そして、伝え合う力、ここに関わってくると思います。子どもたちが話したいな、聞きたいなと自分の内面に思うには、話したいことがあるとき、あるいは聞きたいことがあるときだと思います。言いかえれば、何々したいというには、いろいろな活動が体験として、これは先ほど指摘していただいておりましたが、体験というのは心の中に落ちついてこそはじめて体験となるものでございますけれども、体験としてとらえられていなければなりません。体験あってこそ話したいな、聞きたいなということが子どもの内面に生じてくると思います。

もう一つは、話せる、あるいは聞かせてくれる相手がいることです。話したい話し手、聞きたい聞き手があってこそ、伝え合う力は生まれ、そして磨かれていくのだと考えています。実際の授業では、例えば総合的な学習の時間があるわけですが、その中ではインタビューとか、あるいはみんなで話し合っ物事を決めていく、そういうことが行われています。この中において、国語科で培ってきた力を、言いかえれば基礎基本の力だともいえますが、その力を国語力として総合的な学習で生かしていくことが、力を付けていくことが大事だということだと思います。その点におきまして、3年次の研究内容がそこに込められていると思っております。

以上、申し上げてきましたことは、篠原小学校において3年間の研究実践を積み上げてきて、一人ひとりの教師が実感としてとらえてきたところでございます。ご質問のとおり、これらのことを市内小中学校に伝えていくことは本当に大事だと思いますし、今後の国語

教育の推進もあわせて、やっていかなければいけないと思います。今後、管理職研修や国語科主任会等で機会を通じて説明をし、理解を図って広めていくよう指導していきたいと思っております。

次に、野洲図書館との連携でございますけれども、各校とも取り組んでいる状況でございますが、現在の活動状態を図書館の実施状況から見てまいりますと、どちらかといえば、図書館の積極的な活動を受け入れている状況ではないかなということを感じられます。決して学校側が手をこまねいて引っ込んでいるというわけではございません。しかしながら、今後、さらに学校として図書館に積極的に働きかけていって、取り組んでいくということも大事だと思います。例えば、3年生で実際にやっておられるのは、3年生の社会科の学習なのですが、地域めぐりの中で図書館をその中の一角に取り込んで図書館の方の話を聞いたり、あるいは本の見方とか読み聞かせをしていただいたとか、そういうような活動もあります。こういうものをさらに広めていくよう、これも指導を図っていきたいと思っております。ちなみに、6月28日には市内の定例教頭会で図書館から来ていただいて、図書館についての説明をしていただき、図書館活動の推進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） 今、再質問で島村部長に答えていただきまして、ほほえみ乃湯が平成22年までということですが、本当に今もそれなりのお客様がお越しいただいておりますので、事業者の皆様方については継続したいという部分もありましょうし、アサヒさんが方針転換されて土地を譲渡する、もしくは賃貸という形で計画をされるにしろ、やはり22年という年数よりは早目からの取り組みを進めていただくということをしないと、押し迫ってやったときには、もうマンション業者が譲渡ということになって、マンションが建ってしまうというおそれがあるのと違うかなというふうに思っています。先ほど、マンションについては、他市に比べるとすぐれた点もあるしそれなりに合理的なものだということでおっしゃっていて、その中にある程度商業施設を放り込むこともできるのではないかというご回答でしたが、それなら今回Cブロックもそういうふうな行政指導なり、それに対して行政指導が実行できるようにこちらの方は1階、2階であなたのところに合わせるようにしますというようなこちらの提案をしていくということが、ただ行政指導したって、言うだけでは相手は動いてもらえませんけれども、やはりこれだけの姿勢を示していくという中で、1、2階については商業施設をという形はいけるのではないかというふう

に思います。実際に、私は近江八幡で仕事をしておりまして、八幡行政はやはり近江八幡の駅前にありました土地の有効利用については、建て替えをしてほしいと。その中でデッキをつくって1、2階こういう形でやると。高さも合わすから早く計画を立ててくれというのを再三言いに来ていました。やはりそういうような提案が市からあったときには、地主としてはどうしてそれを無視した対応はできないわけで、その辺の問題はもう少しこちらが能動的に、言うだけということではなくて働きかけていくということが必要ではないかなというふうに思っています。

商工会の今度の提案も、一応Cブロック、Dブロック、今の段階では本当にベストのご提案をされているというふうに思っていますけれども、その提案については漏れ聞きますところによると、やはり全体像がないことにはこの程度しかできないという中でのベストな提案をさせていただいたということで、実際にCブロックにしても、何かをするためのイベントのためのそういう空間づくりという方向でしかご提案をされていないという実態を考えていくと、やはりA・Bを含めた全体像をどのようにしていくかということが一番大事だというふうに思っています。私は駅前開発を他人任せにする、今までですとアサヒさんがどうしても自社開発をするということで、アサヒさんの意向に沿うということになってきて、なかなかもう一步が踏み出せなかったわけですが、アサヒさん自身が自社開発をしないという方針なら、やはりもう少し野洲市がイニシアティブをとって再開発事業という形で考えていくべきだと。当然、これはA・Bブロックのアサヒさんの部分だけでなく、私はちょうど文化ホールの駐車場の隣がJAさんですので、文化ホールの駐車場は立駐ができなくても、JAさんの部分だったら立駐はできるのではないかと。それは実際可能なのと違うかと。周辺の民家に影響を与えるということもないし、それだけの空間を上げてから駐車場をつくるのですから、そういうことも含めて教育委員会はもう少し建設部にもしゃべってもらわないといけないなというふうに思いますので、今回の再開発の推進というのは、今までのアサヒさんの土地だけでなくJAも、また滋賀銀行さんも、文化ホールの駐車場も含めて再開発事業ができないかというふうに思っています。

具体的には、駅前の図書館、男女共同参画センター、就労支援センター、駅前案内所などの公共施設をつくり、滋賀銀行さん、JAさんにその中に入ってもらいながら、身の丈にあった商業施設をつくっていく。そして、野洲市内にコンベンションができるホテルなどをこの上に付けていくというようなことが考えられないかということと、もう一点が文化ホール駐車場を文化ホールだけでなく、そういうビルの駐車場も含めた立体の駐車

場を建設していく。それをすべてのペDESTリアンデッキで有効に結び付けていき、駅前を一変させていくと。こういうような構想について考えられないのかということでご提案を申し上げたい、このように思っています。

それと、教育委員会の方は、本当に篠原小学校の取り組みをるるご説明いただきまして、話したいな、聞きたいなというこういう伝え合う力を、やはりすべての学校に持っていただきたい、このように思っています。その中で、読書通帳でしたか、子どもの取り組みで、読書の通帳が何かをつくっておられるというのが篠原小学校の取り組みにありまして、読書をしていく、読書量が子どもたちにどんどんたまって行って、通帳が満杯になったら新たな通帳をつくりますということで、これはすごく子どもにとっては励みにもなるし、いいなというふうに思いました。この辺の内容を、ぜひ保護者の方に返していただけるような活動を、恐らく読書ノートとか新聞とかいう形で今まで活動をやっておられたと思うのですが、今、自分の子どもさんがどのような本を読んで、その本に対して家へ帰って保護者と十分話し合えるような、そういうふうな、通知表に入れるというようなことではないのですが、家庭への通信、こういうものも一緒に考えていただければありがたいなと思いますので、その辺も含めて、野洲市がやっぱり国語力が付き、コミュニケーションが豊かな子どもたちをつくれるような学校経営をしていただくように、もう一度お考えをいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 藤村議員の再度の質問でございますが、駅前開発の推進ということでございます。ただいまご質問をいただきましたように、これにつきましては今後、先ほども答弁いたしましたように、やはりAブロック、Bブロックにとどめず、今ご指摘いただきましたそうした公共施設、あるいは周辺土地を含めた土地利用の計画について、市が積極的にアサヒビールにも話しかけて、協議、議論を大いにしていきたいと思いますので、その点ご理解いただきたいと思います。

また、先ほども言いましたほほえみ乃湯につきましても、議員ご指摘のように市民、あるいは他市町村からも多くの方が利用されて、ほほえみ乃湯ということが定着しておりますので、そうしたほほえみ乃湯も閉ざさないような方向で、やはり市も話し合いを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁いたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 先ほどご要望のありました保護者へのということですが、確かに学校でもブックニュースとかそういう形で、図書館だよりという形で出しておりますが、まだまだ保護者との連携といいますか、そういうことは不十分な面もあるかと思えます。こういうのが今年県から出されております。「本がいっぱい 楽しさいっぱい」、これは4、5、6年用で、この冊子につきましては各学級数掛ける4冊配られています。1年生につきましては今年から全児童に配られていますが、これは県の生涯学習課から出されているものですが、読書指導に対してのパンフでございます。この使い方の中に、例えばこれを学級懇談会であるとか、保護者に貸し出して、そして読書を高めるという指導も行われておりますので、こういうことの活用も含めて指導してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第4号、第4番、内田聡史君。

4番（内田聡史君） 4番、内田聡史です。私は自主防災組織の育成と公務員の災害時の対応について質問させていただきます。

私たちの住むこの日本は、毎年台風や豪雨に襲われております。昭和26年以降、1年間で日本周辺での台風発生数の最多は39個であり、最小は16個で、平成12年までの30年間では1年間に平均27個発生し、そのうち約3個が日本列島に上陸しております。2年前の平成16年には、観測史上最多となる10個の台風が日本列島に上陸し、かつてないほどの甚大な風水害や土砂災害をもたらしました。記憶に新しいもので、昨年9月に発生した台風14号では、台風上陸前から豪雨となり、全国各地で洪水や土砂災害により、29名の死者や行方不明者を出し、4,600棟以上の家屋が全半壊、2万1,000棟以上の床上、床下浸水の被害が出ました。また、近年は台風以外で1時間に50ミリ以上の大雨が降った回数が400回を超える年も出てきました。

本市においては、過去に災害救助法の適用を受けた昭和9年の室戸台風、野洲川、日野川の堤防が決壊し、兵主村井口等で氾濫した昭和28年の台風13号、そして高木地区で800名、比留田で840名の方が避難をした昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第二室戸台風等の記録があります。

近年は、河川改修や野洲川の付け替え、琵琶湖の水量調整により、危険性は減少してきておりますが、先に挙げました近年の異常気象等により、他府県で多数の人的被害や住宅被害が発生していることから、本市においても万全の体制を整える必要があると考えます。

次に、地震災害であります。日本は地震帯の上に存在し、日本周辺では全世界で発生する地震の約10%が発生しております。また、世界で起こるマグニチュード6以上の大きな地震に限っていえば、20.9%の割合で起こっているとデータがあります。

震災で思い出されるのは、戦後最大の被害といわれる平成7年に起きた阪神・淡路大震災です。マグニチュード7.2の地震が起き、6,400名以上の方が命を失い、負傷者数は4万3,000名以上、また住宅被害が51万棟以上と、想像を絶する大災害となりました。また、2年前に発生した新潟中越大震災では、小千谷市を中心にマグニチュード6.8の直下型地震が起き、51名の方が亡くなり、負傷者4,794名、住宅被害は1万6,000棟の被害が発生したのが記憶に新しいところです。

この地震は、瞬間的に阪神大震災を超えた規模と比べれば、被害ははるかに少なく、山間部で人口の密集する都市でなかったこと、豪雪地帯のため、雪害対策で建物が丈夫につくられていたこと、そして何よりも小千谷市などでは阪神・淡路大震災以来、災害に備えたまちづくりを進めていたことが、被害を抑えた要因だと言われています。

滋賀県、そして本市においても、被害が予想され、近い将来発生すると予想されている東海・東南海地震では、本市でも震度5強が想定されており、また琵琶湖西岸断層帯地震では、マグニチュード7.8程度と予想されており、今後30年以内の地震発生確率は0.09%から9%、50年以内で0.2%から20%、100年以内で0.3%から30%とされており、最大値をとる日本の主な活断層の中では高いグループに属するという評価が出ております。

このような現状の中、大規模な地震や風水害による被害を少なくするには、県、市、防災関係機関や住民の皆さんが、役割に応じ主体的に防災対策に取り組み、自然災害への備えある安全な地域社会を構築しなければならないと考えます。また、地域特性をしっかりと把握し、地域の防災力を高めておくことが要要であると考えます。その防災力向上の要となるのが住民の自発的な防災組織である自主防災組織であると考えます。

自主防災組織は、自発的に自分たちの生命、財産を守ることを旨とし、それぞれが家庭、地域、行政の役割分担を明確にして、その使命と役割を認識する必要があります。また、その育成と支援に行政は積極的に取り組み、緊急事態策と同時に、平常時にも地域の安全活動ができるようにして、子どもたちの安全、ひったくり等の身近に潜む犯罪の防止にも役立たせ、安全な社会の構築に寄与できると考えます。また、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法制においても、自主防災組織の

役割が期待されています。

以上の点を踏まえて質問させていただきます。

1点目は、現在本市における自治会の自主防災組織の組織数と人数をお教え下さい。

2点目は、今後どのようにして自治会単位での自主防災組織を構築していかれるのか、ビジョンをお聞かせ下さい。

3点目は、組織化された自主防災組織と行政が今後どのように連携をとっていかれるのかをお聞かせ下さい。

次に、災害時の地方公務員である職員の皆さんの対応についてお伺いします。

地方公共団体の最大の使命は、住民の生命、財産等の安全確保であります。職員の皆さんは防災担当者であるかどうかに関わらず、日ごろから災害の基礎知識を身に付けておく必要があると考えます。

地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければならない」とあります。災害時の公務を経験することは極めてまれなことかもしれませんが、直面したときには全力を挙げて地方公務員としての責務を果たさなければなりません。そのためにも、職員の方々自身が被災者とならないように、防災の知識や備えを万全にすることが求められると考えます。

阪神・淡路大震災のときは、大部分の職員の方が被災者になってしまいました。地方公務員としての自分、家族の一員としての自分との間でさまざまな葛藤に悩まされて行動されたことだと思えます。災害はないにこしたことはありませんが、日本の地形上、いつ起こるかわかりません。そこでお伺いいたします。

本市には、災害時の公務員の対応マニュアル等はあるのでしょうか。また、災害時の対応、指導、教育などは行っているのでしょうか。現状をお伺いしたいと思います。

よろしくお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） それでは、内田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、自主防災組織に関します質問の1点目でございますが、自主防災組織として規約を定められている自治会数は、現在のところ29自治会で、人数につきましては677名でございます。

2点目の今後の組織構築に対するビジョンでございますが、既に野洲市内においては、

従来から災害に備えるべく自衛消防隊等の組織がほとんどの自治会において結成され、活動しておられます。本市では、自主防災組織の組織化や育成を重点的に推進していくため、経験豊富な調整官を配置し、こうした既存の組織から総合的な防災組織、いわゆる自主防災組織へと組織替えをしていただくよう、自治会長と協議を行いながら、地域の防災力の向上に取り組んでいるところでございます。

3点目の自主防災組織と行政の連携でございますが、平常時はリーダー等を対象とした研修会の開催や自治会独自の研修等の活動への助言などを東消防署と共に連携を図っております。また、災害発生時には電話や防災行政無線等、あらゆる手段を用いて被災状況、避難勧告、安否確認等の情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

最後に、本市における職員の防災時のマニュアルについてでございますが、水害に対しましては水防計画を、地震災害に対しましては地域防災計画による初動マニュアルを定めております。また、毎年野洲川河川公園工作物の撤去訓練や総合防災訓練を実施いたしまして、職員もマニュアルの実践や防災意識の高揚に努めているところでございます。

災害発生時には、職員やその家族が被災者になることは十分考えられることであります。そのため、職員個々に対して公的、私的の両面で災害に備えた対策の周知等を図ると共に、特定の職員が業務を抱えることなく、組織として早期に的確な対応ができるよう、日ごろから職場でのコミュニケーションを図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 内田聡史君。

4番（内田聡史君） 再質問させていただきます。

今後とも各自治会への自主防災組織の組織化や育成、またリーダー研修会等を積極的に進めていかれるとのことですが、自主防災組織とは、本来自発的な防災組織であります。実際には自発的に防災組織がうまく育ってこないため、市町村の防災担当課が主に自治会などに呼びかけ、組織の推進を進めているのが現状であると思います。

その結果、一部を除き自主防災組織の独自性、自主性が育たず、行政主導の組織となってしまうのではないのでしょうか。組織の名簿づくりは自治会に任せるために、組織の名前のある人と自治会役員のみがその存在を知っているに終わっていないのでしょうか。全国的に見て、自主防災組織の組織率は年々上がってきています。実際は形だけの組織が大半で、行政が主導になっていることにより、住民への防災意識や知識の普及を行っていないままではないのでしょうか。組織をすることに意義があると錯覚し、行政間での組織率を競い、

推進を急いでいないでしょうか。

阪神・淡路大震災のときには、家屋が一瞬のうちに倒壊し、約15万人の方が生き埋めになりました。そのうち11万5,000人は自力で脱出し、約3万5,000万人もの人が倒壊家屋に閉じ込められました。自力脱出困難者のうち、実に77%を近隣住民が救出し、自衛隊、警察、消防なども活躍しましたが、それらは全体の19%というデータもあります。逆に言えば、早く救助したから助かったとも言え、大災害が発生した場合、いかに住民の力と協力が大切かを物語っています。行政も住民も、いま一度自主防災組織とは何かを見直し、使命を啓発し、大災害が発生したとき、実践的な役割が果たせる組織構築を目指し、災害に強いまちづくりを目指すべきと考えますが、本市の見解と進め方をお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） それでは、内田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃるとおり、自主防災組織は災害発生時に地域の災害を最小限に食いとめる、必要な役割を担っている組織でございます。そのため、万一の災害時には、その機能が十分に発揮されることが大変重要であると考えています。地域における自主防災組織や自衛消防隊等の活動につきましては、毎年活動計画と活動報告を提出いただき、その実態を確認させていただいております。また、それ以外でも訓練等の相談や指導、支援等を東消防署と連携して関わっております。今後も実践的な組織として維持できますように、自治会等と連携をしながら取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 内田聡史君。

4番（内田聡史君） 再々質問させていただきます。

自主防災組織や自衛消防隊の訓練でもあり、毎年学区の持ち回りで行われております総合防災訓練ですが、学区の住民の方、職員の皆さん、関係団体の皆さんが協力して行っておられますが、より防災意識の啓発を図るために、過去にあった本市の災害パネルの展示や、災害現場の今と昔の比較、万が一災害に遭って被災したときに役に立つサバイバル技術の講義、家の中の家具や電化製品などが倒れないような防災対策等の防災フェスタ的なものをあわせて行い、日常性を大切にしながら、地域の人同士がふれあう中で、自然な形で地域防災力を高め、継続性のある自主防災活動を推し進めていくべきと考えますが、考えをお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 再度のご質問にお答えをさせていただきます。

ただいまご提案をいただきました啓発関係でございますが、このことは市民の防災意識の高揚に結び付くご提案であると受けとめております。災害を最小限に食いとめるためにも、地域はもちろんのこと、個人で取り組めることは個人で取り組んでいただけるよう啓発を行うことは大変重要であると考えております。

今後、市民への啓発に取り組んでいく中で、種々の方法を考えて啓発に取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第5号、第10番、田中良隆君。

10番（田中良隆君） 10番、田中良隆でございます。3点の質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、AEDの配置計画についてお伺いします。

心臓突然死の主な原因に心筋の動きがばらばらになり心臓のポンプ機能が失われる心室細動があります。心室細動発生から1分ごとに救命率から7から10%下がると言われております。いかに早く救命措置をするかが生死を分けることとなります。強い電気ショックを与えて心筋の痙攣を除去する電氣的除細動は最も効果的な方法だと言われております。この電氣的除細動を自動的に行うのがAEDです。オートメテッド・エクスターナル・デフィブリレーターというのですかね、アルファベットが並んでいますのでうまく読めないのですが、日本語でいうと、自動体外式除細動器というそうであります。

人命救助はすべてに優先する課題です。安心なまちを目指している野洲市のAEDの配置計画はどうなっているのかをお伺いします。

2点目、先ほどの内田議員と一部かぶるところがありますが、別の角度から質問します。

自然災害時等の緊急体制の協定はということで、いざというときのために、今年度予算で避難とか危険箇所を示すいわゆるハザードマップに1,600万円の予算が付きました。避難する準備ができようとしているわけですが、それができると、次は災害復旧ということになるわけですが、特にそうなったときに地元の市内建設業者の組織立った一刻も早い対応があれば、被害を最小限に食いとめることができると考えられます。本年1月に野洲市建設業協会から提案され、市も受け付け印を押しておりますが、その自然災害時等の緊急体制の協定について、今日現在いまだ締結されておりません。それがどうなっている

のかを質問します。どういう課題があり、どういう議論がされたのか。なぜ、まだ締結されていないのか。もう大分になるわけですから、市の内部の縦横の連絡体制に問題はなかったのか、その辺もお答えいただきたいと思います。

それと3点目、最後ですが、市の公共工事の入札制度についてお伺いします。

18年度から入札の最低価格を公表しないという方針と聞きますが、そのことによって、また違う問題が起きる可能性はないのかを伺いたいと思います。17年度は最低価格を公表したことによりまして、結果的に抽せんによる業者決定が多かったわけですが、公表しないととなると、その情報が不正の種になるおそれもある。そうならないように、市はその対策をどうしているのか、どうするのかを伺いたいと思います。また、関連してですが、市内業者の育成という視点も非常に大切なことだと思います。一般的に考えた本当の市内業者と、名前だけに近い営業所を市内に構えて入札に参加する、そんな業者とはどこか区別されているのか、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

以上3点です。よろしくお願いします。

議長（荒川泰宏君） 助役。

助役（川尻良治君） 田中議員から3点にわたるご質問をいただきましたが、私の方から第3点目の市の公共工事入札制度についてお答えをし、1点目、2点目につきましては、総務部長の方からお答えを申し上げたいと思います。

平成17年度におきましては、最低制限価格の事前公表を実施したところでございますが、議員ご指摘のように、最低制限価格による抽せんでの落札決定が多数ありました。この結果などから見まして、最低制限価格を事前公表することによりまして、入札参加業者の積算能力の向上を阻害するおそれがあると共に、くじ引きによります最低制限価格での落札者決定が増加することによって、工事の品質確保が懸念されることなどから、今年度におきましては、最低制限価格の事後公表を試行しようとするものでございます。

また、情報の不正漏洩につきましては、例えば刑法第96条の3に規定いたします入札の公正を害すべき行為をした者は競売入札妨害罪に抵触しますし、また地方公務員法の第34条に規定しております守秘義務違反となる場合もございますなど、犯罪行為となるものでございまして、こういったことはあってはならない行為であるというふうに認識をしておるところでございます。

次に、市内の営業所等の事業所についてでございますが、野洲市の契約規則第19条第1項の規定に定めます入札参加者数が5人以上に達していない格付の業種もあるなど、現

状では市内に本店を置く事業所がまだ十分に育っていないということもございまして、今日まで営業所なども市内業者として格付をしているところでございます。なお、指名競争入札の登録申請書に記載されている住所において、事務所の現地確認を行いまして、事務所としての機能等を有していないと判断される事業所につきましては、市内業者としての登録を認めていないところでございます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 田中良隆議員の1点目のA E Dの配置計画についてのご質問にお答えをさせていただきます。

A E Dの使用は、これまで医師、看護師、救急救命士などにしか許可されておりましたが、平成16年7月よりA E Dの使用が一般市民にも認められるようになり、公共施設や民間施設などにおいても一部配置されるようになってまいりました。野洲市の公共施設への配置につきましては、現在配置義務や設置基準がないことから、配置計画を立てておりませんが、今後消防署と協議をいたしまして、優先度を見極めて配置をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目でございますが、自然災害時等の緊急体制協定についてのご質問でございますが、万が一災害が発生した場合、その被害を最小限に食いとめることは私どもの使命であると認識をしております。

しかし、市や消防、警察等、公共機関だけでは対応し切れないことも考えられます。こうしたときに、さまざまな応援が得られるよう、自治体間や民間団体等の災害応援協定を締結させていただいております。合併後、こうした協議が整いました団体から、順次締結をさせていただいております。5月31日には、昨年からご提案いただいております野洲市管工事業協同組合との調印式を済ませたところでございます。

ご質問の野洲市建設業協会からのご提案につきましては、大変ありがたい申し出であると受けとめておりまして、ちょっと遅くなりましたが、協定書の内容につきまして、双方の確認ができましたことから、6月30日に協定書の調印式を行う予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 田中良隆君。

10番（田中良隆君） それでは、順番逆に質問したいと思いますが、まず入札についてでございますが、最低価格の事後公表の試行と、試しにやってみるという、そんな答弁

でございますが、公共工事の入札につきましてはたびたび、いろんなマスコミをにぎわす事件がしょっちゅうありますし、身近にもある話でございます。公表を直前にするとしましても、公表をする、数字を決めるのは人間でございます。私は元来人間はもともと弱いものと思っております。国も自治体も、公共事業につきましては絶えずつきまとう永久的な課題だとは思いますが、間違いの起こらないようなシステムをつくっていただきたいと、これは要望としておきます。

それと、市内業者の育成につきましても、非常に大きな課題でございます。業種によっては多過ぎて、あるいは業種によっては今さっきも足りないという話もあります。建築コスト、あるいは工事のコストだけを考えまして、とことん安いだけで、それですと突っ張ってしまいますと、市内の業者は何もいなくなったと。そうなってはまたまた困るわけでございます。先ほどの防災協定の、そんな話にも関わってくるわけでございますし、非常にその辺難しいかじ取りではあると思っておりますが、その辺の調和も考えた行政運営を、これも要望にしておきたいと思っております。

それと、緊急体制についてでございますが、私は市の内部の連絡体制に問題があったような気がしますが、30日ですか、やっと建設業協会と協定を結ばれる日が決まったということで、それは喜ばしいことでございますが、それに管工事組合とは、1週間か2週間ほど前に私も新聞を見せてもらいましたが、協定が結ばれたということでございます。ただ、その管工事組合というのは、旧野洲町の管工事組合でございまして、いわゆる中主町の管工事の業者はまだ今のところ財政的な問題があって入っていないということを聞いているのですが、その辺の体制につきましても整備をお願いしておきたいと思っております。

角度が少し変わるわけですが、連絡体制については答弁なかったのですが、事情があって、ないとすればそれはそれでいいのですけれども、災害協定もそうですし、6月10日に市長はじめこの中の大勢の方があやめ浜ごみゼロ作戦に参加されました。私も参加したのですが、先ほどの入札の話を含めてですが、建設業組合のA社には、その参加協力下さいという文書が行って、B社には行っていないと。同じ建設業組合のメンバーでありながら、B社には依頼そのものの文書が最初から出ていない。1社だけではなくてそういうのが、何か変な感じであったそうでございます。その辺のことが事実かどうか確認したいと思っておりますし、それが事実なら、どういうわけでそうなったのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

それと、3点目のAEDでございますが、後ろで原田議員が、この前のあれかという話

を今もされていましたが、先日ここにいる議員全員が消防署員の研修を受けました。横で聞いていただけなのですが、何となくぼーっとわかったようなところでございますが、答弁にありましたように、緊急であれば一般の人間も、我々も使えるようになったという、そういうAEDですが、私も使ったことはないのですが、見ていると簡単にできるということで、高度な専門知識を要しないので、非常にありがたい、心臓に不安のある方にとっては非常にありがたい機械だと思います。野洲市内には駅の向こう側のセントラルホテルさんとP&Gさんの民間の2社だけにしか今のところは置いていないそうでございますが、守山、草津、栗東各市には、既に市役所だとか、あるいは体育館だとか、そういう公共の施設については既に設置済みであったり、あるいは今年度当初予算で設置するということが決まっているそうでございます。

実は、私も心臓が悪い方でして、1週間ほど前に議員の健診を受けまして、心不全ということで、今、前に座っておられるような皆さん方とは違いまして、非常に心臓の弱い方でございまして、不安を抱えております。いつも不整脈だから精密検査を受けると、そんなことを言われているわけですが、今も知事選挙の何やかやのストレスやら、今ここに立っている緊張感とかでドキドキしているわけですが、仮にもし、今ここで私が倒れたら、下の1階の受付の横にでもAEDがあれば、恐らくは誰かが走って行ってやってくれる、1人ぐらいは行ってくれる人間がいると思いますが、議会だけではなくて市の庁舎においてになる、来場されるお客さん、一般市民の方、すべてにそういう危険性はあるわけでございます。それが置いてあると、私自身も含めまして多くの市民の方が安心される。人の命に直接関わる部分でございます。私はそういうのがあって、隣のまちも隣のまちもやっているのだから、当然補正予算を組んででも近々のうちに設置をするべきだと考えますが、その辺について答弁、先ほどの質問の中身につきましては2点になったと思いますが、よろしく願います。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） それでは、田中議員の再度のご質問でございますが、まずAEDの設置につきましては、おっしゃるとおりできるだけ早くは付けたいのですが、ご承知のとおりなかなか、財政上の事情もございまして、できるだけ早くとは考えますが、今補正でということまでは考えておりませんので、ご了解をいただきたいと思っております。

それと、6月11日の湖岸の一斉掃除の参加依頼の件についてということで、私も少し聞いたことがありますので、ここでご答弁をさせていただきます。まず聞きますと、一斉

掃除の参加依頼につきましては、平成17年、昨年参加していただいた企業さんにご案内をさせていただいたということをごさいましたので、その分で抜けている企業さんがあったのかなということをおもっておりますし、17年の案内のものは、名簿等ですべての業者さんが網羅されておられませんので、手元にある名簿を参考にしたというふうに聞いておりますので、その時点で漏れがあった方もあったやに伺っております。

今後につきましては、先ほど出ておりました建設業協会の会長さんの申し入れもありましたので、今後協会長さんの方に連絡をさせていただいて、それから会員企業の方に連絡するというふうな段取りになったようでございますので、ご報告をさせていただきます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 田中良隆君。

10番（田中良隆君） では、もう一度質問させていただきます。

連絡体制につきましては、今その理由というのですか、言い訳的な話になったと思いますが、それがわかり、聞かせていただきました。しかし、先ほどの内田議員の話とも共通するわけですが、そういう連絡体制だとか縦横の連絡がきちっとされていることが、すわ有事というとおかしいですが、非常事態のときに、災害のときに不備があって、一般市民だとかマスコミでたたかれるというのは、もう大体一般的なパターン、日本全国過去の例でございます。その辺の連絡体制につきましては、そういうことのないようにいろんな部署で、別に災害だけに限らず、日常的な業務の中でももちろんそうなのですが、きちっとやっていただきたいと思っております。

再質問そのものは、これは市長にお答えをしていただきたいと思うのですが、予算がないから付けられないという部長答弁があったわけですが、1台40万かそこらだそうでございますが、野洲市内にもこれの販売業者がおられるのですよね。高度医療機器販売業許可証というのをとっておられる、セントラルホテルさんが既に持っておられるのですが、仮に今、私が冗談半分で先ほどの再質問のときに話をしました。例えば、この議会の最中であってもそうでなくても、もしそういう心臓発作で倒れられて、結果的に救急車が間に合わなくて死んだというような、この庁舎の中でそういう事例がもしあれば、市長はきっと、非常に後悔される。もし、市長の勇断で、では何とかやり繰りして付けようということになれば、もしそういうことがあれば、市長がその決断を非常に褒めてもらえる。それは何万分の1、何十万分の1の確率かもわかりませんが、ゼロではないわけです。私はぜひとも早急に付けるべきだと思いますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 質問を私に振っていただきましてありがとうございます。

はっきり申し上げて、私は認識不足でございました。田中さんの質問が出てきてこれなのだということから始まっていますから、本当に知識がございませんので、おわびを申し上げます。

予算がなかったと、これは予算の要求もなかったように私は思っております。そこで、おっしゃるように私も心臓は若干の欠陥がございまして、脈拍が42なのです。普通秒と一緒に60前後、あるいは速い人は72ぐらいあるのが普通なのです。だから、言うならば私はスポーツタイプの心臓なのです。どこまで走ってもしんどくない。しかし、それが原因で心肥大になるのです。負担がかかるから。脈拍は今のところ大丈夫ですから、そういう心配はないのですが、そういう機械があることすら、私ははっきり申し上げて認識不足でした。早急にこれは対応しなければいけないと、こんなふうに思っておりますし、個人的に消防署へ、救急隊に聞きました。高機能規格の救急車には載せております。野洲市も早く買ってほしいです。こういうことでしたので、これは喫緊の課題と受けとめておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後2時04分 休憩）

（午後2時20分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、通告第6号、第5番、奥村治男君。

5番（奥村治男君） 5番、奥村治男でございます。私は2問質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目、2007年問題「団塊の世代」に対する施策についてお伺いをしたいと思います。

2007年問題とも言われております、太平洋戦争後1947年から49年のベビーブームの時代に生まれた、いわゆる団塊の世代の人たちが大量退職時代を迎えます。厚生労働省の調査では、全国で約669万人で、日本の人口の約5%以上にもなると言われております。

滋賀県統計課の調査では、県内で6万6,585人で、全国の約1%になり、また滋賀県の人口138万343人の4.8%にもなります。なお、滋賀県教育委員会の調査では、

平成18年度から22年度までの5年間に、小学校、中学校、県立高校等の教職員の定年退職予定者は863名で、まさに一大勢力であり、団塊力であります。

これら団塊の世代の人たちが持つエネルギーを、地域においてこれからいかに活用していくのかは、自治体においても重要な課題であると思われます。実質的にこれからの地域活動を担う団塊の世代に対して、住民自治の促進、市民活動推進の視点から、どのような施策が必要と考えているのか。また、具体的なプログラムはあるのか。政策推進部長、教育長の見解を求めたいと思います。

次に、2問目でございますが、少子化対策「不妊治療費助成事業」の実施についてですが、少子化対策としての不妊治療費の助成につきましては、平成14年6月の野洲町議会で梶山議員が質問されておりましたが、当時、町当局は町独自の助成は考えていない、国、県へ要望してまいりたいという答弁でありました。その後年数も経ち、社会情勢も大きく変わってきております。今回、私から次のとおり質問をさせていただきます。

少子化対策「不妊治療費助成事業」の実施について。

子どもが欲しいと望んでいるにも関わらず、子どもに恵まれない夫婦はおよそ10組に1組あると言われております。近年の不妊治療の進歩により、不妊治療を受ける夫婦は年々増加していると言われております。日本産婦人科学会によると、顕微受精や体外受精などの特定不妊治療を受ける人は年間46万人とされており、このうち体外受精で平成3年に生まれた子どもは1万7,400人と、全出生数の1.5%に上っております。不妊治療については、1回の治療費が30万円から50万円と高額で、医療保険の適用がないため、経済的負担が大変大きいことから、十分な治療を受けることができず、子どもを持つこと自体あきらめざるを得ない人も少なくありません。

そこで、経済的負担の軽減を図るため、厚生労働省は夫婦への助成制度を既にスタートさせており、滋賀県におきましても、16年4月から1年度当たり10万円を限度に通算5年間の助成事業を行っております。お隣の竜王町では、滋賀県に先駆け、15年10月から治療費の2分の1、20万円を超える場合は10万円を限度として2回までの助成事業を行っております。また、長浜市におかれましては、不妊治療費の助成事業につきまして、この6月議会に上程される予定であります。

本市におきましても、子育てサポートプランに基づき、少子化対策の目玉として公的助成制度を積極的に検討していく必要があるかと思われませんが、市民健康福祉部長の見解を求めたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 奥村議員のまず第1点目の2007年問題「団塊の世代」に対する施策についてのご質問の中で、住民自治の促進、市民活動の推進の視点についてお答えをさせていただきます。

この団塊の世代は多彩な職業経験による技術やノウハウといった技術面、また自由に使える時間をお持ちであり、この世代をいかに地域で活用するかが、議員もご指摘のとおり、喫緊の課題となっております。

昨年度、市民活動促進委員会でまとめていただきました市民活動促進計画では、気力、体力に満ち、さまざまな分野での能力を持つ人材が地域に眠ることなく、積極的に生き生きと活躍していただくためのきっかけづくりが必要であるとの提言をいただいております。そのための具体的な事業として、市民活動の楽しさを伝え、気付きの場を充実させることを主眼に置きまして、一定期間、試験的にさまざまな市民活動団体の活動に自由に参加し、市民活動を実体験していただく市民活動インターンシップ事業や、市民活動広報紙の発行等、アクションプログラムを提案いただいております。今後、これらの市民活動促進委員会で検討していただきましたアクションプログラム等、これらの事業の具体化を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 奥村議員の団塊の世代に対する施策についてお答えをいたします。

野洲市におきましても、いわゆる団塊の世代の教職員が退職をしていきます。退職教職員といたしましても、専門的な知識や指導技術を持ち合わせておりまして、まだまだ活躍していただける方々ばかりだと思います。

さて、先の新聞報道によりますと、文部科学省、厚生労働省からは、これまで別々に行ってきた放課後事業を一元化する中で、団塊の世代を中心とした退職教員などを活用した無料補習を始めるとした方針を発表しています。これまで、文科省は放課後対策事業として、学校の空き教室などを開放いたしまして、地域住民らがお手玉でありますとかメンコといった昔の遊びを教える地域子ども教室推進事業を平成16年度から実施してきました。一方、厚生労働省は昼間に保護者がいない10歳未満の児童に、遊びや生活の場を与える

学童保育を実施してきております。こうした事業が主に小学校で行われ、重複が多い中で、両省は一元化や連携を進めるというものでございます。

この取り組みの実施主体となる各市町村では、教育委員会が主導し、関係機関や学校が運営組織に参画して実施していこうとするもので、子どもの指導役には退職教員や教職志望の大学生、ボランティアらを充てていこうとするものです。

また、現在、文科省では、経済的な理由などで塾に通えない子どもと塾に通える子どもの格差を是正しようと、退職教員を中心とした無料補習を行う方針を固めています。一方、本市での退職教員の活躍の状況を見てみますと、例えば、中主小学校では金曜日の放課後には約1割の子どもが集まりまして、正規の教員と退職教職員とが基礎的な学習を指導しておりますし、三上小学校では6年生の総合的な学習におきまして、天保義民の学習に退職教員が現地学習に動向して教えて下さったり、全校一斉の三上探究ハイキングでは、地域の方々と共に退職教員が地域の自然や文化について指導をして下さっております。このような状況を踏まえまして、中主小学校や三上小学校での取り組みがモデルとなっていくのではないかと考えております。

しかしながら、今回国から示されたのは、あくまで基本的な方向性であり、具体的な制度については今度両省間で検討して、本年8月末の来年度予算概算要求までに検討するということですので、その検討結果等を見守っていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、奥村議員の2点目の少子化対策について、不妊治療費助成事業の実施についてのご質問にお答えをいたします。

昨今の不妊治療の進歩により、不妊治療を受ける夫婦も年々増加をしております。しかし、不妊治療には高額な費用を要し、経済的負担が大きいことから、県においては平成16年4月から不妊治療費助成事業を実施しておりますことは、議員ご質問のとおりであります。

この県制度の利用者数は、平成16年度で285組、うち野洲市の方が11組、また平成17年度は306組、うち野洲市の方が16組という状況で増加傾向にあります。本市におきましても、子どもが健やかに育つ環境づくりの取り組みとして、今年度市民健康福祉部に子育て支援担当次長を配置いたしましたので、少子高齢化が急激に進む10年後の本市の将来を見据え、全庁的に総合的な対策の方向性を示すため、市の関係幹部で構成す

る野洲市少子化対策会議を設置し、具体的な少子化対策について検討してまいりたいと考えております。

したがって、ご質問の不妊治療費助成事業についても、この会議で検討してまいります。

また、不妊についての不安や悩みを解消するために、関係機関などと連携して情報提供や相談に応じたり、不妊治療に対する正しい理解について一層の啓発に努めてまいります。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 奥村治男君。

5番（奥村治男君） 再質問をさせていただきます。

まず、第1問目の2007年問題「団塊の世代」に対する施策でご答弁いただきましたが、昨年、市民活動促進委員会から市民活動を実体験していただく市民活動インターンシップ事業や、アクションプログラムを提案いただいておりますと、ただいまご説明いただきましたが、インターンシップ事業についてはどのような事業が提案されたのか、またアクションプログラムにつきましても、どのようなプログラムが組まれているのか、お伺いしたいと思います。

次に、教育長にお伺いいたします。ただいまの答弁の中で放課後対策事業、これは非常に結構なことだと思っております。ただ、教育長もおっしゃいましたとおり、今幼稚園から中学校に至るまで塾に通っておるとい時代であります。教育長がおっしゃったとおり、塾に通える子ども、塾に行けない子どもの格差が非常についております。土曜日が学校が休みですので、例えば小学校におきましても、これは事実あったわけですが、コンビニで土曜日うろうろして万引きをするというようなことがたびたび発生している事案を、私も把握しております。

このようなことからしまして、退職された方が市内の小学校なりに嘱託で行っておられる方もお見受けいたしますが、土曜日を利用して、いわゆる地域の子どもは地域で育てるとい観点から、自治会館等を利用して、こういった退職された先生方が地域においてボランティアとして、塾に通っていない子ども、あるいは学童保育に行っていない子ども、こういった子どもを集めてのそういったこともこれから大事ではないかと思っております。今の塾に通っていない子どもとの格差、これは保育園、幼稚園においても、保育園に行っていない子ども、幼稚園に行っていない子ども、こういった未就園児というのは地域にいます。こういう子どもたちを対象にして、私たちは地域において子育て支援事業をこれまでやってまいったわけなのですが、そういった観点から、こういう塾に通っていない

い子どもたちを対象にし、また土曜日の休みを利用して地域におられるリタイアされた先生方の地域における活動、子育てについて、できましたらそういう形が望ましいと思うのですが、教育長はどのようにお考えか、再度お答えいただきたいと思います。

もう一つ、少子化対策の件で再質問させていただきます。

この少子化対策は、今や国を挙げて取り組んでいる現状であります。野洲市におきましても、去る5月10日に富波甲にお住まいの寺井信義さんご夫婦のお子さん、蒼太ちゃんの出生届を受け、人口がめでたく5万人を突破し、この6月1日現在では5万46人となっております。少子化は本市においてもますます進んでいるわけであります。厚生労働省人口動態統計課の調査によりますと、平成16年度の都道府県別の合計特殊出生率は、全国平均で1.29%、17年度は1.25%となり、0.04%下がりました。滋賀県におきましても、16年度は1.41%であったのが、17年度は1.34%と0.07%下がっており、出生率の歯どめがきかなくなり、5年連続で過去最低を更新しております。

また、滋賀県衛生科学センターの調査では、16年度の出産年齢階級別人口は、15歳から49歳までの女性で、野洲市はこの年齢層の女性が16年度は1万1,158人おられまして、このうち545人の方が出産されております。17年度は1万1,164名の該当女性の方で485人。前年度に比べますと、出生数は60人減少しているのが事実であります。

このような中、子どもが欲しいという一心から、不妊治療費の県の助成を受けている人は滋賀県健康推進課の調査では県全体で16年度は285人だったのが、17年度は306人と、21名増加いたしております。その中で、野洲市民は16年度は、先ほどの部長の数字と若干食い違うかもわかりませんが、これは私が県で調べた数字であります。16年度は12名、17年度は15名の方が県の不妊治療費の助成を受けてきておられます。

そこで、草津保健所で調査いたしました結果、治療を受けられた野洲市民で、治療に成功され、第1子をもうけられた後、2回目の出産で双子の赤ちゃんが生まれ、3人の子宝に恵まれた方もあると聞いております。

以上の状況からしまして、新生野洲市におきましても、不妊治療費の助成事業につきましては、早急に取り組むべき大きな課題であると思っております。市民健康福祉部長に、本件について再度どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。なお、17年度15名の方が不妊治療費の助成を受けられましたが、そのうち6組の方が2度目の不妊治療のチャレンジをしておられまして、18年度に入りまして、野洲市のある方は3回目の

不妊治療にチャレンジしておられます。こういった状況からしまして、本当に子どもが欲しいという方は一生懸命こういった治療に励んでおられますので、何とかこの野洲市においても、他の市に先駆けて少子化対策の一環として取り組んでいくべきではないかと思いますが、健康福祉部長の再度の答弁をお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 奥村議員の再質問にお答えさせていただきます。

市民活動インターンシップ事業がどのような事業であるのか、またどのようなアクションプログラムの内容かというご質問でございます。

市民活動促進計画につきましては、4月の会派協議会でご説明させていただきましたように、市民活動に参加、市内で市民活動を行っておられます16名の委員さん方で、昨年6月から今年3月にかけて9回委員会を開催していただきまして、本市がこれから進める市民活動についていろいろご提案をいただきました。

こういう中で、市民活動インターンシップ事業につきましては、この市民活動促進計画の中に課題解決に向けたアクションプログラムという中の一つの事業として、この中でご提言をいただいております。

市民活動インターンシップ制度につきましては、今まで市民活動に参加されていない市民の方を対象に、参加するきっかけを支援するために一定期間、試験的にさまざまな市民活動団体の活動に自由に参加していただきまして、市民活動を実体験していただく、市民活動に参加していただく機会づくりを行っていかこうとするものでございます。

アクションプログラムにつきましては、主なものとしたしましては、第1点目にまず気付きの場の充実ということで、市民活動の楽しさを伝えようという柱の中で、一つはもう既に、同時に作成したわけでございますけれども、市民活動データベースの活用をしていこうということが第1点でございます。そして、先ほども答弁させていただきましたように、市民活動広報、広報紙の発行、市民活動の楽しさを伝えていこうと。そして、市民活動のホームページの設置を提案いただいております。そして、また市民活動団体の発表の機会の設定という形での提案もいただいております。そして、また市民活動相談窓口の設置をしていこうということで、市民活動団体自らがやられる部分と市民と行政の連携をこのご提案の中でいただいております。そして、将来の市民活動の育成といたしましては、子どもを中心とした次代の担い手になる部分の育成をどのようにしていくか、これも一つの課題と上げていただいております。そして、市民活動の機会と場づくりということで、

どこでも誰もが活動をということで、今現在あります、また今現在建設もしております公共施設、特にコミュニティセンターとの連携を今後どう図っていくかという提案、そして、またインターネットによる施設の予約、また利用状況の公開、そして仮称でございますけれども、これらの市民活動をやっていく一つの拠点としまして、市民活動サポートセンターの設置を考えております。その中での運営が一つの柱、そして団体への補助金、助成に関する検討等々上げていただいております。そして、また活動を継続拡大する場づくり、活動ネットワークを広げようということで、先ほど申しました事業名としては若干重なってくるわけでございますけれども、市民活動団体の発表機会の設定、また活動相談窓口の設置、そしてボランティアセンターとの情報提供と連携、今自主的な市民活動として行われております地域通貨すまいるによる市民活動交流、地域資源を生かした活動促進等々のアクションプログラムをこの計画の中でいただいております。

先ほどもご答弁させていただきましたように、これをどう具体化するかということで、今後進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 奥村議員の再質問にお答えいたします。

まず、国の方との関連でございますが、国の方はこれから具体的にどうするかというような方向性を出してくると思います。現時点での野洲市での取り組み、あるいは今後の私の思いなんかを述べさせていただきますと、一つは現職の教員もやっていますけれども、スポーツ少年団で頑張ってくれる、そういうような退職をした教諭がおりますし、今後そういうふうをお願いをしていくといえますか、そういう活用の仕方があると思います。

それから、三上学区では、ご存知かと思いますが、コミセンを中心にしまして楽しいクラブ活動の実践がございます。これは全市的に広げていきたいといえますか、今モデル的にやってもらっていると認識しているのですが、退職教員がこういうことに積極的に関わっていくということは大事なことだろうというふうに思います。

それから、直接指導ではありませんが、青少年の育成会議の中で今までの自分の職業を、教員生活の体験を生かしながら啓発に関わって下さっている方もおられます。

それから、スポーツだけではなく、文化、芸術活動、これは現職で、例えば2つの小学校ではプラスバンドがございますし、それは現職の教員でありますけれども、退職教員

の中にそういうことの堪能な先生がおられましたら、積極的に関わっていただくとか、あるいは合唱団もごさいます。

そういうように退職教員はいろんなところに活躍していただけるのではないかなと、こんな期待をしております。現時点で現場にも、これは市単とかあるいは県費で入ってもらっている退職教員の先生がおられますし、教育委員会の事務局でもそういう先生にお願いをしているところがございます。そういうように、退職職員の先生方は特技を持っておられますので、いろいろ今後活用してまいりたいと、このように思います。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 不妊治療に対する市の助成に対する市の再度の考え方についてのご質問でございますが、ただいまは奥村議員の方から、この不妊治療をされて大変子宝に恵まれたといううれしい事例をご報告がありまして、私も本当によかったなというふうな思いをしております。この不妊治療の成功率は大体20%から30%というふうに言われております。現在、この不妊治療の県の助成といいますのは、体外受精と顕微受精という特定の不妊治療に対してのみ、1年間に10万円を限度として通算5年間の助成というふうな制度でございます。

先ほどご質問にもございました長浜市は、県の制度をベースとして、その上に上乗せをした助成を考えておられるようなこともございます。また、昨日でございますが、政府与党が少子化に関する小委員会を開きまして、現在の、先ほど申し上げました上限の10万円を20万円に引き上げるというふうな案も出ております。こういうふうな近隣の状況、あるいは国の状況を踏まえまして、先ほど答弁させていただきました少子化対策の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

以上お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 奥村治男君。

5番（奥村治男君） 再々質問をさせていただきます。

まず、団塊の世代の件ですが、日本経済の発展を支えてきた人たちがリタイアする。団塊世代市民のキャリアと活力を地域にどう生かしていくか、この仕組みづくりをつくり損ねた自治体は衰退するだろうとも言われております。今後10年間に団塊の世代とそれに続く世代は次々と離職することになり、同時に2005年から人口減少に転じてきました現在、かつてないスピードで高齢化を経験し、2030年代には3人に1人が高齢者とな

る超高齢社会を迎えるとも言われております。これからの10年間、これまでの成長社会を支えてきた世代の交代を契機に、超高齢社会に備えて行政体制も再整備しなければならない時期と思います。

そこで、市内団塊の世代の人たちが行政に対して何を求めているのか、アンケート調査をしておく必要があるかと思えます。昨年、この市民活動促進委員会の方で各種団体を対象にアンケートをとられたということ聞いておりますが、このアンケートの対象は団塊の世代の人たちを対象にしたアンケートではなく、各種団体の委員を対象にしたアンケートのように聞いております。

東京都の武蔵野市は、この2007年問題の取り組み先進地として、団塊プロジェクトを立ち上げ、いろいろと市民、行政、企業が一体となって、この団塊の世代の人たちのニーズを的確につかむため、団塊の世代の人たちを対象にしたアンケート調査等も行って、取り組みを考えておられます。

このようなことからしまして、当市におきまして、こういうアンケート調査をされるか、この件についてどのように考えておられるのか、政策推進部長、教育長、それぞれのお立場で見解をもう一度お聞かせいただければありがたいと思えます。

それと、ただいま市民健康福祉部長のご答弁をいただきましたが、これは最後に要望としてお願いしておきたいと思えます。

平成15年7月に制定されました次世代育成支援対策推進法に基づき、野洲市の次世代育成支援行動計画、子育てサポートプラン、これは16年10月に策定されまして施行されました。私もこの支援対策地域協議会の委員としまして、このサポートプランの策定に参加させていただき、不妊治療への支援を提案いたしまして、このサポートプランにも盛り込んでいただいたわけでありまして、その折、市独自でも予算措置を行い不妊治療費の助成事業は実施すべきとの意見を、竹澤部長に当時申し上げましたことを覚えております。もうその時期に来たのではないかと感じております。今や、企業におきまして、少子化の急激な進展を踏まえ、不妊治療のための休暇休職制度、低利融資制度を新設したり、企業も本腰を入れ始めております。不妊治療費の助成につきましては、ぜひとも実現していただきますよう、市民健康福祉部長に要望させていただき、私の質問は終わりたいと思えます。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 奥村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、昨年市民活動促進計画をまとめるにあたりまして、今後の市民活動の意向調査等々を行っておりますが、この調査につきましては、ご指摘のとおり市民活動を現に行われている団体の方々の意向調査という形でございます。だから、全市民または団塊の世代の調査ということにはなっておりません。

ただ、今団塊の世代の調査をご提案いただいたわけですが、本市におきまして合併後いろいろな調査、計画づくりのための基礎調査等々もやっております。そういう中で、年代別でのアンケート調査、そして市民活動とクロスできる調査としましては、昨年10月に野洲市の男女共同参画社会の実現を目指す市民意識調査を実施しております。この中で、大体年代別の把握ができておりまして、この中で男女の年代別に今後活動参加したい、そういう意向調査も行っておりまして、一定のデータは出ております。この中で自治会活動とか地域活動、また趣味、スポーツ活動、また市民活動の結果が、一定の数値が出ておりますので、この辺も参考に、この団塊の世代の、私も団塊の世代に入るわけですが、ございますけれども、団塊の世代の特性を把握すると共に、この結果を施策に反映していきたいと考えております。今ここで、すぐ独自の調査については、ちょっとご答弁はできかねますので、今まで過去に持っています私どものデータの中で生かせるものは生かしていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） ただいま奥村議員からございました再々質問で、超高齢社会に向けた行政体制の整備が必要だと、そしてさらに市民に対しては、あるいは該当となっております団塊の世代の方々に対しては、今行政に対して何を求めておられるのか、そうしたアンケート調査も必要ではないかというようなご質問をいただきました。

アンケート調査につきましては、今、政策推進部長が申し上げましたように、教育委員会と市とが連携して、今後対応をさせていただければと、このように思っています。

ただ1点、これは本年1月30日の時事通信で「特集 進む団塊世代対策」というのが出ております。これは上、中、下と出ているわけですが、地域で活躍に高まる期待、NPO、ボランティアの担い手に、自治体セミナーなどで支援と、こういう見出しが出ていまして、団塊の世代が企業などから開放され、地域や家庭に戻るとき、地域の抱える課題をビジネスで解決するコミュニティービジネスや民間非営利活動団体、ボランティアの担い手になることを期待する自治体が多いと。そして、そうした方々を対象に講座やセミナー

を開催しまして、こうした分野への関心を引き起こせるというようなこととか、あるいは退職後のセカンドライフはまちづくりにチャレンジをしていただけないかというようなことをもくろんだ徳島県の上勝町の第三セクターのお話、あるいは群馬県では2007年問題は少子高齢化が進む地域社会にとりまして、貴重な人的資源が戻ってくる絶好のチャンスと。専門的な知識や人脈を持った人材はNPOなども欲しい、シニアにとっても団体にとってもよりよい仕組みを考えていきたいと、こういうふうなことを群馬県では考えているというようなことも発表として出されております。

先ほど教育長がお答え申し上げましたけれども、退職されました教員の皆さんにつきましても、指導能力その他につきまして、一部の事例ではありますけれども、スポーツ少年団の活動にご参加いただいたり、あるいはいろんな分野でご活躍をいただいております。そうした方々がより活動、活躍していただきやすいような環境づくりをしていくのも教育委員会の仕事ではないかなと、このように思っております。今後、真摯に受けとめまして、検討させていただきたいと思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第7号、第3番、梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。平成18年度6月議会において、私は4件の質問をいたします。

まずはじめに、「消費者保護のために条例の制定を」についてお伺いいたします。

昨年の6月議会においても質問させていただきましたが、現在、本市におきましては、消費生活専門相談員による消費生活相談窓口の設置により、多くの市民の方から相談に行き、救われたとの声を聞き、大変喜んでおります。

平成17年度の相談件数は803件、前年度の1,175件に比べ、32%の減少で、これは前年度749件と急増した架空請求はがきを含む不当請求の相談が、17年度は276件と7割近く激減したことが要因であると伺いました。

市のホームページサイトで、架空請求業者名の公表を実施していただいておりますが、この取り組みの啓発によって、不当請求が減った効果は大きいと感じます。悪質事例については、被害の発生、拡大防止のために公表することは大変に重要な取り組みと思っております。

この事業者名公表は、多くの県、政令指定都市で実施されていますが、その多くが条例等の法令根拠に基づき公表をされております。本市のように条例のない市は、内閣府からの要請である架空請求業者名公表に協力してほしいという通達文に基づき、市民の被害拡

大防止のために実施されております。しかし、この公表を含め、法令根拠となる条例の制定は非常に重要なベースとなるもので、今後の消費者政策において必要だと考えます。また、昨今、悪質リフォーム詐欺被害や高齢者等の弱者をねらう次々販売の相談も、本市においては増加とのことです。

実質的な被害防止や救済をしていくためには、市の権限において不当な表示や不当な販売取引を行った疑いがあるときの判断として、事業者に対し、合理的な根拠を示す資料の提出を求めたり、調査、公表ができるように被害救済に大変効果があると思います。また、世論に消費者支援の姿勢を打ち出すことで、悪質業者が本市では悪い商売はできないとアピールし、抑止力にもなると考えます。

市民が安心・安全な市として暮らすことのできるまちづくりを目指すためにも、悪質商法に対して毅然と立ち向かえる条例の制定が重要と考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

次に、出産・育児の支援制度についてお伺いいたします。

少子化対策の一環として、平成13年10月より出産育児一時金の貸付制度を創設していただき、利用者には大変喜ばれております。この利用状況も合併後の平成16年10月から今日まで7名の方の利用と聞いておりますが、この制度があることを知らない方がいるのではないかととも思います。

本年10月から、この出産育児一時金も35万円に引き上げられます。これを機会に、少子化と言われている今日、出産時の自己負担を軽減していくための施策として、現在の24万円の貸付制度から、直接市から医療機関へ支払う受領委任払い制度に移行してはどうかと考えます。近隣では、守山市、大津市が実施されております。

また、このような制度は、実施する場合一度は広報に掲載していただいておりますが、母子手帳を交付されるときに同時に情報提供していくことが必要と考えます。この2点について見解をお伺いいたします。

次に、マタニティマークの活用についてお伺いいたします。

妊産婦にやさしい環境づくりのため、厚生労働省は今年3月10日、マタニティマークのデザインを決めました。デザイン決定にあたっては、厚労省が公募し、1,600を超える応募作品の中から、恩賜財団母子愛育会埼玉県支部のデザインを最優秀作品として選定し、全国統一マークに決定いたしました。

マタニティマークは、妊産婦が身に付けたり、ポスターなどで掲示し、妊産婦への配

慮を呼びかけるものです。見た目では妊婦だとわかりにくい妊娠初期などに、満員電車で押される、近くでたばこを吸われるなど、苦情を訴える声が多いことから、一目で妊婦だとわかるよう、全国共通のマークが決められました。

本市におきましても、ポスターの掲示により、妊産婦への配慮の環境づくりに努めていただいておりますが、特におなかが目立たないが、つらい妊娠初期、自分からは言い出しにくいものです。そんな時期をさりげなくアピールするために、このマークの活用が必要と考えます。既に、幾つかの自治体が妊娠バッジや携帯ストラップの配付、普及に取り組んでおられます。

本市におきましても、この活用を考えていただき、例えば母子手帳と一緒に配付して、妊娠初期の妊婦さん、おなかの赤ちゃんを守るため、また子育て支援の観点から必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、特別支援教育推進体制の整備についてお伺いいたします。3月議会に引き続きお伺いいたします。

先日、特別支援を必要とする子どもを持つ保護者の会に参加させていただきました。ここでは、それぞれに違った課題を抱えた子どもたちの保護者の方々が、どうすれば子どもの持つ才能を生かし、将来自立した生活ができるようになるのか、発達障害の内容は違って目標は同じということで、話し合いをされておられました。

勉強内容は、発達障害者支援法の成立を願って、国会に届けられた120人の当事者の意見書から、25名の意見を紹介された本を読み合っただけの学習でした。子どもの将来を思う保護者の悩みは切実です。

3月議会の答弁では、市費支弁教員を1名増員され、県費負担教職員の増員は県教育委員会に強く要望していくとのことでしたが、要望はされたのでしょうか。

次に、特別支援教育コーディネーターを指名して、推進体制整備に取り組み、各学校をきめ細かく指導していくとのことですが、指導状況を伺います。

次に、今後保護者の方、また特別支援を必要とする子どもへの体制整備として、コーディネーターを取りまとめていく特別支援教育を担当する専門の人材が必要と考えます。

最後に、発達障害者支援法を教育委員会としてどのように生かそうとされているのか、見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（三上秀子君） 梶山議員の第1点目「消費者保護のために条例の制定を」についてお答えをいたします。

ご承知のように、消費者を取り巻く環境は複雑多様化し、議員ご指摘のとおり、架空請求はがきの相談件数は減少したものの、リフォーム詐欺被害や高齢者をねらった次々販売など悪質な事案は増加傾向にあります。

さて、県におきましては、滋賀県消費生活条例の全面的な見直しを、16年、17年の2年間をかけて実施され、本年4月より施行されたところです。この中で、基本理念であります消費者の権利の尊重や県、事業者、消費者等の責務を明確にすると共に、悪質な事業者等への指導強化につきましても充実が図られたところです。

この改正後の条例が施行されまして2カ月が経過しましたが、条例の内容が本市の消費者行政を推進していく中で運用できるものか否か、また課題等は何かにつきまして、現段階では十分に検証ができておりません。今後、詳細につきまして十分に検証し、条例制定について調査、研究をしていきたいと考えております。今後とも、市民が安心して消費生活が送れるよう、相談業務や啓発事業を充実し、消費者の自立に向けて支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 続きまして、2点目の出産育児の支援制度についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市が実施しています出産育児一時金の貸付制度を、一時金支給の受領を医療機関に委任する制度にしてはというご質問ですが、本市の出産育児一時金の貸付制度は、妊娠4カ月以上から貸し付けができ、出産に係る必要な費用として24万円を限度額として貸し付けを行っております。合併前より取り組んでおり、年間利用者は平均して4人程度という状況であります。

出産育児一時金の受領委任払い制度は、議員ご指摘のように、出産資金を準備する負担が緩和されるというメリットはありますが、本市では先にご説明しました貸付制度を設けておりますことから、しばらく利用者の動向を見守っていききたいと考えております。

次に、利用者への貸付制度の周知が図られていないのではないかについてですが、現在「暮らしのガイドブック」などを用いて広報を行っているところです。

今後は議員ご提案のとおり、母子手帳の交付時に紹介するなど、啓発の充実に取り組ん

でまいります。

次に、2点目のマタニティマークの活用についてですが、先にこのマタニティマークのご紹介をさせていただきたいと思いますが、これが3月10日に厚生労働省で決めましたマークでございます。

それでは、梶山議員のマタニティマークの活用についてお答えをいたします。

国は、21世紀の母子保健の国民運動として、健やか親子21計画を策定されました。その課題の一つに、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を挙げております。

この課題達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保などについて、国民、関係機関、企業、国、地方公共団体が、それぞれの立場から取り組むことが重要とされています。

とりわけ、妊娠初期には外見から妊娠していることがわかりづらいことから、周囲の理解が得にくいという声もあり、さらなる取り組みが必要とされました。こうしたことから、健やか親子21推進検討会において、マタニティマークを募集し、デザインが決定されました。

本市におきましても、こうした趣旨を踏まえまして、議員ご提案のように妊産婦にやさしい環境づくり推進の一つとして、母子手帳の発行時などにマタニティマークの入った物品の配付やポスターを掲示するなど、取り組んでまいります。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 梶山議員の特別支援教育推進体制の整備についてお答えをいたします。

すべての子どもたちは、障害の有無に関わらず、それぞれが幸せになり、一人ひとりに合った自立した生活を保障されなくてはなりません。特別支援教育推進体制の整備につきましては、喫緊の課題であると認識し、取り組みを進めているところであります。

野洲市では、もう既に各学校に特別支援教育コーディネーターを指名いたしまして、校内委員会を設置しているところですが、この体制を十分に機能させる必要があります。今年度は、年間を通じて月1回程度のコーディネーター連絡会及び研修会を実施いたしまして、コーディネーターの資質向上を図っています。

さらに、子どもたちの一人ひとりの教育的ニーズに対応し、的確な支援、指導を行うための個別指導計画立案と文部科学省が示しているチェックリストを使って、すべての子ども

もの実態把握を、市内の全小中学校で、2学期開始までに実施するよう指導しているところでもあります。

しかしながら、特別支援教育を現実的に実践していくのは、各学校・園のすべての教職員であるため、今年度は教育研究所が年間5回の特別支援教育講座を実施し、受講を勧めているところでもあります。また、教育委員会は各学校園が特別支援教育の推進をしやすい体制づくりを目指して、野洲市障害児指導対策委員会を母体とした上で、仮称ではありますが、野洲市特別支援教育推進協議会を設置していきたいと考えているところでもあります。

発達障害者支援法は、平成17年4月に施行されていますが、第8条第1項で「国及び地方公共団体は発達障害児がその障害の状態に応じ適切な教育支援、支援体制の整備、その他必要な措置を講じるものとする」とあります。教育委員会では、この法律を根幹に据え、今後の特別支援教育をさらに充実、発展させていきたいと考えております。

特別支援教育推進体制の整備に係る人的措置の拡充につきましては、特別支援教育担当の市費支弁教員4名を予算措置しております。また、県費負担教職員の増員については、昨年度強く要望をいたしました但難しく、今年度も粘り強く要望をいたしていきたいと思っております。

今後とも特別支援教育コーディネーター及び教職員の資質向上を図っていくことはもとより、専門的な人材確保につきましても努力していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） それでは、再質問させていただきます。

まずはじめに、消費者保護のための条例の制定についてお伺いいたします。

昨年、6月議会において、この必要性を訴えてまいりました。答弁におきましては、県の条例等の見直しも考えながら必要性を検討していくとのことでしたが、1年かかった中で、今日まで検討されてきたのかどうか。その必要性はどうだったのか、再度お伺いいたします。

また、前回の答弁の中で、生活安全室が設けられておりましたが、このたび生活安全課として2階の方に設置されましたが、その段階では生活安全課を充実させながら、この消費生活相談に関わる相談を充実させていきたいという答弁でございました。

しかし、現在、市民課の方に消費生活相談員の窓口が設置され、2階に生活安全課が設置されておりますが、この連携はどのようになっていますでしょうか。私は、やはりこれ

は、消費生活相談員の窓口は生活安全課と一緒にすべきだと考えます。この件は市長にお伺いしたいと思います。こういった条件整備をした上で条例の制定に取り組んでいく必要があると思います。

3点目、ただいまの答弁ですと、県の条例ができて2カ月経っているということで、調査、研究をしていくということですが、私はこの条例があってマイナスになるということはないと思います。市民を守るためには、やはり相談員の方と話していく中で、政令都市が条例に基づいて各業者に指導しておりますが、県の条例とをあわせて市独自の条例があれば、もっと強く業者に対して追放していけるのではないかと考えております。この調査、研究をいつごろまでにしていられる計画なのか、現在相談件数が少なくなったとはいえ、平成17年度803件の相談件数もありますし、また訪問販売で被害に遭われた方も113件と聞いております。こういった方々が被害に遭わないように、また本当に悪質業者は巧妙な手口で言ってきます。

私も3回ほど引っかけりそうになったこともありますし、現実、3万円ほど引っかけたこともありまして、後で笑われてしまったのですけれども、余りにも低姿勢で上手に言われると、ころりとまいってしまう。3万ぐらいだったらいいかと思ったのが過ちだったのですけれども、ご近所の方に被害に遭ったことを訴えながら、遭わないように伝えたところなのですけれども、非常に賢明に取り組んでいてもだまされてしまうという状況、私が賢明だったかどうかかわからないのですけれども、やはりそういう中で弱者とか、特に高齢者とかひとり暮らしとかいう方は、本当に言われるとおりしなければうまくいかないのではないかというふうに錯覚を起こしがちでございます。そういう業者がやはり野洲市に入らないように追放していくためには、一つ的手段としてこの条例制定が有効だと思います。また、今1名の方に一生懸命奮闘していただいておりますが、職員の方もやはり1人の方がおられないときに対応できるように、こういった条例に基づいて相談を持っていけるような、そういった体制づくりも、長いスパンで考えると必要ではないかというふうに考えておりますが、この点についても再度質問をさせていただきます。

それから、出産育児の支援制度について、再度お伺いいたします。

平成13年6月議会で、出産費にお金がかかり安心して子どもが産めないとの声を受けて、出産育児一時金貸付制度の導入について質問をさせていただきました。制度が導入されて5年になります。しかし、先ほど答弁にもありましたように、平均4名ぐらいの活用ということで、私も何人かの方に聞いておりましたら、その制度を知らないという方がお

られました。途中、もっと啓発してほしいということで、間にまた広報で再度載せていただいたことがありますけれども、なかなか妊産婦に対して周知徹底していただくのは非常に難しかったというふうに思います。

今、母子手帳の配付時に考えるということですので早急に取り組んで、妊婦の方に取り組んでいただきたいと思います。

2点目に、受領委任払いについてですけれども、合併したので動向を見ていきたいという答弁でございましたが、国はこの10月から出産育児一時金を35万円に引き上げます。国の方も、この出産費の負担を軽減するために、将来的には医療機関の窓口で払う費用を35万円を超える費用だけ払う制度改革に努めているということで、報道されております。早くて来年ぐらいには取り入れていかれるのではないかとこのように思っております。

そういう中で、野洲市におきましても、この出産育児一時金の貸付制度も既に5年を経過した、こういった実態を踏まえて、合併したという理由ではなくて、やはり少子化対策の一環として、妊娠した場合に出産費は用意しなくてもいいと安心していただける制度に移行する必要があると思います。私は、この制度を国が始める前に取り組んでいただきたいと思いますが、再度見解をお伺いいたします。

それから、マタニティマークの活用について、今、部長の方からマタニティマークの紹介をしていただきましたが、このマークについては、ポスターの掲示、市役所の中にも張ってアピールはしていただいております。これを、先ほど物品で配付すると言っていたいただきましたが、今私も取り寄せたのですけれども、こういった、先ほどのマークをバッジにしてわかるところに付けていると。これを付けている方は妊娠中なのだなということがわかるように、こういうバッグが、これは大津市がつくられて活用されているものです。これを見た方が、電車だったら席を譲るとか、その方のそばではたばこを吸わないとか、いろんな形で配慮していく。そういった啓発運動に本当に有効だということでつくられておりますし、きのうの新聞を見ておりましたら、香川県の高松市が、マタニティバッジを配付ということで、きのうの新聞にも大きく報道され、妊産婦の方が非常に安心できるということで、こちらの方に感想を述べておられましたけれども、こういったバッジも参考にしながら、ぜひ配付できるようにしていただきたいと思います。これは要望としておきます。

最後に、特別支援教育体制の整備でございますが、今までもいろんな形で少しずつそういった担当員をふやしていただいておりますが、保護者の方たちと話す中で、非常に切実

な悩みを聞いております。守山市ではそういった発達障害者支援センター等、また湖南省においても設けてされておりますが、保護者の方に伺ってありましたら、そういったセンターの設置よりも、本当に子どもたちに的確にアドバイスして下さる、指導して下さる、そういった専門員の方を置いていただく方が、もっともっと必要に感じておりますということをおっしゃってありました。

今、月1回のコーディネーター連絡協議会を持って、研修会の実施をされて資質の向上を図っておられるということですが、保護者の方のお話を伺いますと、今のコーディネーターの役割では不十分だという声を聞いております。その中で、今コーディネーターを設置していただいておりますが、こういったコーディネーターを取りまとめる、専門的にコーディネーターにアドバイスできる専門員が必要だということも強く訴えておられました。私もそれを感じます。その専門員の方が長期にわたって子どもたちと接しながら、コーディネーターの方と連絡をとりながら、子どもたちが成長していく姿を見守り、また社会に育っていく、社会で自立できるまで見届けていけるような専門員の方を野洲市に置く必要があるのではないかというふうに思います。この点を再度お伺いしたいと思いますが、このコーディネーターの連絡協議会、研修会の実施については、中心者はどなたがされて、どのように指導されているのか、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 消費者を保護するための条例をとということでございますが、一般論的に行政条例をそれぞれの公共団体がつくるということは非常に難しい、難しいという言葉は適当ではないのですが、いろんな問題を抱えるということです。例えば、たばこを吸いながら歩いたら駄目ですよと、くわえたばこは駄目ですよ、ごみを捨てたら駄目ですよ、そうしたら3万の罰金をもらいますよと、こういう条例はつくりやすいですね。市民の皆さんが守ったらい。行政は何もしないでもいい。ところが、今の消費者を保護するための条例をつくれれば、ある程度行政の権力によって取り締まっていけないといけない、こういうことですね。市民の皆さんが被害に遭った、事務所はどこだ、誰だ、それならどうしよう、事務所に立ち入って検査しよう、どういう事実があった、これは刑法に引っかかるではないかと、行動を打ってやらないといけない、こういう非常に難しい条例になります。今の議会にも出ていますように、消防団の退職金を上げようと、税法を変えようと、これは全部上位法の関わりがあるのですね。だから、その部分だけ条例を直したら

そのとおり、法律どおりのことが行政執行できると、こういうことなのです。

だから、その辺で我々はちゅうちょしているのですが、全国的に見ても大都市では数個の都市で制定をしておられます。それがやはり公安に近いような職責を持った人、あるいはその他そういうふうに過去に経験のある職員の皆さんを採用して組織を固めて、言うなら取り締まりをしていると、こういう状況なのです。

だから、質問の中にもありましたように、去年の今ごろに答弁をしたのは、住民の皆さんの交通安全、犯罪安全、防犯、災害何もかも含めた安全・安心な一つのポジションをつくってやろうということを申し上げて、現につくりました。しかし、その中で議論をしているときに、やはり消費者生活は住民の相談業務であろうということから、あの窓口を市民課に残すことになった。これは内部的に検討してもらったわけなのですが、そういう結果に終わった。しかし、今現在市民の状況を見ると、やはり被害者はふえている。だから、私もこの間県警本部の方といろいろとしゃべったのですが、本音のことをおっしゃると、市長、つくったら大変だよ、それはと。どういうことかということ、取り締まりを市町村でできるかということなのですね。だから、私も考えて、それは警察がやって下さったら、何も我々が言わなくても、我々がつくらなくてもよろしいのですよと。もっと警察や県がはっきりやってもらったらよろしいのですよと言ったら、警察は捕まえるだけのことが仕事だと、こういうような議論になるわけなのです。

だから、梶山さんがおっしゃるように、条例がいいのか規則がいいのか指導要綱がいいのか、それとも陣容、組織を、今現に1人でご苦労いただいております。これはとても無理だということはわかります。やはり陣容、組織を強固にして体制を整えて取り組むのがいいのか、罰金、処罰のことを含んで条例を制定して取り締まるのがいいのか、もうちょっと時間をいただきまして、十分に検討した上で、それならこうしようというような方向性を目指していったらどうかと。次長もそういうふうに答えたと思うのですが、ちょっと今しばらく時間をいただければと、こう思います。決して見逃そうとか、市民の皆さんがご苦労というか、いじめられているのにそのまま見放そうとそんな思いはいたしておりませんので、ちょっとご理解をいただければと、こんなふうに思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、再度の質問の中で、出産育児の支援制度についての受領委任払い制度の導入についての再度のご質問でございますが、現在、先ほ

ど申し上げましたように、妊娠4カ月以上になりますと24万円の、現金で貸し付けができるということで、むしろ利用されている方はこの現金の方がいいというふうなこともございます。そういうことで、現在この貸付制度を私どもの方で制度として動かしているわけなのですが、一時金の委任払いというのは、出産で直接医療機関に支払うということになりますので、そういう点では、利用者がどちらを選ぶかということもあると思いますので、この点については、やはり先ほど申し上げましたように、しばらく利用者の動向を踏まえて検討していきたいというふうに思っております。

また、先ほど奥村議員にお答えいたしましたように、少子化対策小委員会の中でも出産育児一時金の手続を改善しまして、入院出産前に使えるように、前倒しをするというふうなことも案として出されておりますので、国のような動向も踏まえまして、私どもの方も利用者が利用しやすい方向を検討していきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 先ほどの梶山議員の質問にお答えさせていただきます。

保護者の方々のご意見や思い、それらは本当に切実でありますし、私もこれを認識しております。現在、ご指摘のように、特別支援教育コーディネーターは各校に1名おります。このコーディネーターというところが大事だと思うのですが、コーディネーターとして各学校でどのように発達に課題を持つ子どもたちに教育、あるいは関わっていくかということを経営的に働きかけて、学校で組織的につくっていくということが任務であると承知しております。

私どもといたしましては、このような働きをいかに各学校で特別支援教育コーディネーターが活性化させていくかということが重要な課題であると思っておりますが、先ほども言いました特別教育支援コーディネーター連絡研修会ということをも月1回持っておりますが、主催は市教委でございます。市教委が主催いたしまして、そして研修あるいは各校の取り組みをお互い交流し合って、どのような取り組みをしていけばいいかということについて学び合っている状況でございます。研修につきましては、教育研究所との連携によりまして、専門家の方に来ていただいておりますし、特にその助言者といたしましては、現在中主小学校の校長の久郷悟校長においでいただいております。久郷校長は、県内有数の、この分野に関しての有識者でありまして、これからも大いに期待しているところでございます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） それでは最後、要望して終わりたいと思いますが、市長の方から条例制定は非常に難しいということでもございましたけれども、県もつくっておりますし、また政令都市も条例に基づいた指導もしておりますので、難しいことばかりでは前に進みませんので、やはり条例制定できるように考えていきたいというふうに思うのですけれども。先ほども、例えば架空請求業者名の公表につきましても、条例のあるところは条例に基づいて公表していると。こういう条例に基づいて請求しますということで公表していると。でも、本市のように条例のない市は、内閣府からの要請、依頼があって、その通達文によってしているということですので、ぜひ使える条例を考えていただいて、よその市はつくっていないということなのですから、野洲市も合併したことですし、どこの市よりも先駆けて条例の制定によって、また多くの市民が守られたというようにぜひ前向きに考えていただきたいと思います。要望にしておきます。

もう一回質問したいのですけれども、生活安全課に相談窓口を持っていてはどうかということについてはどうなのでしょう。その考えをもう一度聞かせていただきたいと思います。

もう一つは、今市民課の窓口で、非常にプライベートな、大変重要な相談をされておりますが、私も窓口の控えのいすのところで座って順番を待っておりましたときに、内容が丸聞こえなのですね。大変な問題、もう別個の部屋で対応していただいている場合もありますけれども、やはりもう少し周囲にも配慮があるのではないかと。相談内容が非常に厳しい内容の方が、消費生活相談員のところに来ますので、そういった観点からも、やはり私は2階に持って行って目立たないところで相談を受けられた方がいいのではないかと思います。この点再度質問しておきます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 再度のご質問でございますが、まず生活相談窓口を生活安全課へということでございますが、先ほど市長が申し上げましたように、昨年の組織の改革の中で生活安全課をつくったわけですが、消費生活相談につきましては、やはり消費者行政という一つの部門でございます。これにつきましては市民課の市民総合窓口の一つの業務として位置付けておりましたので、この状況で今、市民課の方にあるということでご

ざいます。

それと、相談者の秘密保持のためにもどこかでということですが、これにつきましては、そういう相談室等の設置も考えられますので、課とは別にそういう相談室の設置等につきましては検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、6月19日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後3時48分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年6月16日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 中島一雄

署名議員 田中孝嗣